

北朝鮮核問題の 「特殊性」

北陸大学未来創造学部講師
福山悠介

はじめに

本稿の目的は、朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)による核開発問題の「特殊性」について論考することである。具体的には、北朝鮮が「国民の貧困や飢餓を無視し、国際的に孤立してまで核開発を行う異常な国」とする、北朝鮮に対する一般的な批判について検討することで、北朝鮮の核開発がさほど特殊ではないことを述べる。

あらかじめ断わっておくが、本稿を通じて北朝鮮の核開発が「正しい」と述べたいのではない。個人的には、北朝鮮が既存の核兵器および核計画を完全に放棄し、国際的な枠組みの中へ復帰し、国民経済の発展と貧困の解消に向けて努力をすべきであると強く考えている。あくまで本稿が述べたいのは、同じ核の Late comer である国々の核開発政策との比較や、安全保障の一般理論への適応を通じて、「北朝鮮の核開発がさほど特殊ではない」ということのみである。

これまでの国際関係に関する研究は、ほとんどが大国間政治に焦点を当てたものであったと言ってよいだろう。近年では大国以外の政治の主体の台頭も相まって、こうした国・地域を包含した国際関係に関する検討も増えてきてはいる。例えばミドルパワーという概念から、オーストラリア、カナダ、また日本などを捉えたものである。添谷芳秀は大国間政治の狭間にある領域における国際関係の中の日本を論じた^{*1}。ミドルパワーを中級の国力とするとともに、大国間政治になじまない領域におけるパワーの行使とし、こうしたミドルパワーの国際関係に対する寄与を検討した。田中明彦は大国間政治に限定しない国際関係を論じた^{*2}。世界を、先進的な条件を満たした「新しい中世圏」と、今なお国づくりの最中にある「近代圏」、そして国家としての要件を満たせず、国民の生存にも事欠く「混沌圏」とを区別し、世界システムを論じた。この中で東アジアの国際関係が、世界的にも珍しい、三つの圏が接合することで成り立つものであると論じる。猪口孝は国際政治における大国間政治の対概念として、「周縁化された人々」による国際政治を論ずる^{*3}。世界システムの周縁に置かれた人々は、「自分の声を聞いてもらうため」に、「支配者側とは対立する枠組みを展開」という。

こうした、大国による国際関係以外の領域に対する研究の試みがある一方で、それでもなお、世界システムの周縁に位置づけられる「小国」を中心とした国際関係に対する検討はほとんどなされないままで

※1：添谷芳秀「日本の「ミドルパワー」外交」(ちくま新書、2005)。

※2：田中明彦「新しい中世 —21世紀の世界システム」(日本経済新聞社、1996)。

※3：猪口孝「国際関係論の系譜 シリーズ国際関係論5」(東京大学出版会、2007)、32-33、44-51頁。

ある。あるとしても、それはあくまでも地域研究の枠組みの中で行われる場合がほとんどであって、国際政治におけるその位置づけが捉えられることは極めて稀である。

筆者はここに問題意識を感じる。北朝鮮は、ある意味で現在の世界システムから離れている。アメリカの軍事的、経済的覇権を中心とするグローバリゼーションの波には参加せず、独自の路線を貫いている。では北朝鮮が国際社会に全くの無意味な存在であるかと言えば、決してそうではない。アメリカの世界秩序に対する「挑戦」はしないまでも、こうした秩序を世界全体に全うさせないだけの機能を果たしている。アメリカを「困らせる」、綻びなのである。中華思想で言えば「夷狄」であり、アメリカの言葉で言えば「ならず者国家」であるのかもしれない。しかしこうした国が、国際システムを崩壊させるに足る核兵器を保有し、覇権国の秩序を妨げているのが現状なのである。

別の視点から述べてみよう。グローバリゼーション論においては、非国家主体に対して注目している。経済においては企業であり、社会においてはNGOの存在であり、そして安全保障においてはテロ組織である。こうした非国家主体は、グローバリゼーションに参加した、国家とは「非対称な存在」として検討の対象となっている^{※4}。しかしこうした議論では、グローバリゼーションに参加しない国家主体を検討しない。世界システムを崩壊させる存在は世界システムの中にいるのかも知れないが、世界システムの中にいない場合も十分にあり得るのにもかかわらずである。

筆者がこうした議論から述べたいことは、北朝鮮を「例外」として論じることの危険性である。北朝鮮を例外的に論じ、理解することを目指さない姿勢が実効的な対北朝鮮政策を妨げているのかもしれない。北朝鮮が国際社会の「問題」となったのは、冷戦崩壊直後、1993～94年にかけての核疑惑からであろう。この時点から、北朝鮮の核問題は解決されることも改善することも無く、結局北朝鮮の実質的な核武装に至ってしまった。そこで本稿を通じ、北朝鮮の特殊性について論じること、必ずしも北朝鮮が特殊な存在ではないことを示したい。

第一章 北朝鮮の核開発に対する批判

対外政策に対する検討は、大きく二つの視座から展開される。一つは規範的議論であり、いま一つは経験実証的分析である。規範的議論は対外政策に対して、ある価値観から評価を下し、より良い政策を見出そうと試みる。経験実証的分析は、価値観をできるだけ捨て、ある政策が生み出された背景を見出そうとする^{※5}。

北朝鮮の核保有の欲求も、国際関係の中から導きだされた対外政策としての結論であると理解すべきであるが、これに対する検討が規範的議論に集中しているように思われる。そうした議論の多くが、北朝鮮は核開発を止め、経済発展を目指し、国際的孤立からの脱却をはかるべきである、という極めて単純な帰結に集中する。こうした北朝鮮に対する規範的議論は、以下のような発言に象徴されるだろう。

北朝鮮は、自国民を飢えさせる一方で、ミサイルや大量破壊兵器で武装している政権である^{※6}

2002年1月29日、ブッシュ大統領は一般教書演説で北朝鮮をこう批判した。そしてイラン、イラクと

※4：核兵器に関して言うならば、グレアム・アリソン著、秋山信将・戸崎洋史・堀部純子訳「核テロ 今ここにある恐怖シナリオ」(日本経済新聞社、2006)に詳しい。

※5：河野勝「対外政策」、猪口邦子編「政治学の進め」(筑摩書房、1996)。

※6：在日米国大使館「ブッシュ大統領による一般教書演説」(<http://japan.usembassy.gov/j/p/tjpj-0055.html>)、2009年2月2日アクセス。

並んで、北朝鮮を「悪の枢軸 (Axis of Evil)」と呼ぶのである^{*7}。こうした路線は、米共和党においては、基本的に一致したものと言えよう。例えば2008年の大統領選挙において共和党候補となったマケインは、北朝鮮に対して以下のように述べる。

全体主義体制をとり、絶望的な貧困のなかにある北朝鮮だ。現時点では、北朝鮮が検証可能な非核化にコミットしているのかどうか、すべての核分裂物質と核施設への査察を認めるのかどうか、はっきりとしない。だが、この二つの条件を満たすことが、永続的な外交関係樹立に向けた前提である。さらに、われわれは今後の話し合いにおいて、北朝鮮の弾道ミサイル開発プログラム、日本人拉致問題、北朝鮮によるテロや拡散支援についても配慮していく必要がある^{*8}。

民主党も、その程度はさておき、同様の認識を持つようだ。オバマ米大統領は、北朝鮮について明確に語ることは少ないが、ヒラリー・クリントン国務長官は、これまで北朝鮮について以下のように語ってきている。

北朝鮮は兵器をつくる以外には何もできない国だ。破綻寸前の国家にとっては、核保有国になり、テロリストその他にそうした兵器を売却するのが魅力的な考えなのかもしれない^{*9}。

いまや金正日に対して、関係国との調整を経て一つのメッセージをはっきりと伝える必要があります。「核兵器か、韓国、中国、そして国際社会からの支援か」の二者択一を平壤に迫るのです。核兵器が援助のどちらかしか手にできないことをはっきりと伝える必要があります^{*10}。

こうして核の問題を、人権や貧困問題と対比することで道義ないしは倫理の問題として見ようとする。果たしてこれは、どこまで妥当な議論なのだろうか。

日本国内においても、北朝鮮の核保有に関しては道義や倫理の観点から批判する側面が強い。一つに、日本の被爆国としての体験から核断絶を訴える議論である。これは北朝鮮であろうとなかろうと、核保有は許されないとする。他方で、米国の「核の傘」の下にありながら他国の核保有に批判をするのは一貫性に欠けるとの見解もある。いま一つに日本のあるべき安全保障政策という観点から核保有について論ずる見解も増えてきている。いずれにせよ日本における核を巡る議論も、道義や倫理が極めて重視される^{*11}。

もちろん、それは北朝鮮だけ、アメリカだけまた日本だけに限られる訳ではない。広島、長崎への核兵器の投下後、核兵器の威力とそれによる被害の甚大さが証明されてしまったことにより、すぐさま「核

*7：ブッシュ大統領の北朝鮮に対する基本的な認識は、ボブ・ウッドワード著、伏見威蕃訳『ブッシュの戦争』（日本経済新聞社、2003）、450-451頁を参照されたい。また、ブッシュ政権における北朝鮮に対する政策および認識の基調は、春原剛『米朝対立 危機の十年』（日本経済新聞社、2004）、第九章、329-362頁を参照されたい。

*8：ジョン・マケイン「自由に基づく恒久平和を」『フォーリン・アフェアーズ日本語版2007年12月号』（<http://www.foreignaffairsj.co.jp/essay/200712/mccain.htm>）、2009年1月28日アクセス。

*9：ヒラリー・クリントン「ヒラリー・クリントンの世界像」『フォーリン・アフェアーズ日本語版2004年2月号』（<http://www.foreignaffairsj.co.jp/essay/200402/clinton.htm>）、2009年1月28日アクセス。

*10：「ヒラリー・クリントンが語る 世界を混乱に陥れたブッシュ外交」『フォーリン・アフェアーズ日本語版2006年12月号』（<http://www.foreignaffairsj.co.jp/essay/200612/clinton.htm>）、2009年1月28日アクセス。

*11：この見方に関しては様々な論者から見解が出されているので詳論は避けるが、岩田修一郎著『核戦略と核軍備管理 一日本の非核政策の課題』（日本国際問題研究所、1996）、第六章、特に133-136頁に端的にまとめられている。また、吉田文彦編＋朝日新聞取材班『核を迫る テロと闇市場に揺れる世界』（朝日新聞社、2005）、第十章、293-322頁も参照されたい。

兵器の使用について強い道義的制約」がかかることとなったという見解もある^{*12}。

こうした議論を踏まえて、では経験実証的にはどのように北朝鮮による核開発を見ることができるのだろうか。

第二章 国際関係から見る北朝鮮核開発

本章では、北朝鮮が有する安全保障の権利について論じる。北朝鮮に対する感情的な議論を排するためには、まず北朝鮮が国際法主体であるところの国家であることを確認しなければならない。その上で安全保障理論を利用しながら、北朝鮮が核開発を目指した動機を検討することとする。

第一節 北朝鮮の自衛権に対する論考

第一項 国際法主体としての北朝鮮

なぜ我々は、「北朝鮮」と呼ぶのであろうか。北朝鮮は、本来、朝鮮民主主義人民共和国が正式な国名である^{*13}。国際社会においては、その英名である、Domestic People's Republic of Korea (略称はD.P.R of Korea もしくは DPRK) を名乗る。北朝鮮ないし North Koreaは朝鮮半島もしくは朝鮮地域の北側を指す、地理的名称に過ぎない。

日本は、例えば「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年十二月十一日法律第百四十三号)」のように法律においても北朝鮮という呼称を用いる場合もあれば、「日朝平壤宣言」のように外交文書上においては朝鮮民主主義人民共和国という呼称を用いる場合もある。これは日本が大韓民国(韓国)を朝鮮半島における唯一の合法国家とし、朝鮮民主主義人民共和国を国家として承認していないため、地理的な呼称を用いるしかないためである。なお、これは北朝鮮と国交を締結していない、つまり国家承認をしていない全ての国に共通の現象である。

国際法に関する議論において、国家が国際法主体として成立するためには2つの説がある。一つは、国家は国家として事実上成立すると同時に国際法において地位を認められるという宣言の効果説であり、いま一つは、国家は外国が承認して初めて国際法主体となるという創設の効果説である^{*14}。

宣言的效果説に基づくならば、北朝鮮は1948年9月9日に建国の宣言をした時点で国際法における主体ということになる。この時点で北朝鮮は国家としての要素である一定の領域、永続的住民、政府および外交能力を事実として充たしているからである。

創設的效果説に基づくならば北朝鮮は2009年1月現在、すでに160を越える国との国交を結んでおり、1991年には国連にも加盟している。主要国で北朝鮮と国交関係を持たない国は日本、アメリカ、フランスのみであり、国際社会の中では少数派ということになる。また日本は国交を締結していないが、北朝鮮の国連加盟には賛成している^{*15}。つまり日本は北朝鮮と直接的な国交はなく、直接的には国家承認をしていないものの、国連加盟に賛成することを通じて間接的にはあるが国家として承認していることを意味しよう。

※12: 岡部達味『国際政治の分析枠組』(東京大学出版会、1992)、154頁。また、赤木完爾「核兵器と朝鮮戦争—予防戦争と自己抑制の間—」赤木完爾編著『朝鮮戦争 休戦50周年の検証・半島の内と外から』(慶応義塾大学出版会、2003)、369頁も参照されたい。

※13: なお、より厳密に言えば北朝鮮は1948年の建国以来、漢字を廃止しているため、漢字の国名は外国語による表記である。また北朝鮮に関連する機関などは、自らを「共和国」と呼称することも多い。

※14: 伊津野重満・齊藤功高『国際社会と法の適用』(北樹出版、1996年)、53-64頁。田畑茂二郎『国際法新講 上』(東信社、1990)、77-80頁。

※15: 第46回国連総会において、北朝鮮と韓国が同時に国連に加盟することが全会一致で承認された。

以上の議論を通じて、筆者が確認をしたかったことは、北朝鮮が国際法主体としての国家であることである。国際連合憲章の第二条第一項は、加盟国間の主権平等の原則に基礎を置いていることを確認している。主権国家は国際法上、国際法において自ら処理することを許されていることに関して、他の国からの干渉を受けることがない。つまり、北朝鮮がその統治範囲においていかなる統治を行うかは北朝鮮の自由なのである。政治が、極言すれば限られた資源の配分を巡る利害調整であるとするならば、北朝鮮が政治を行う際に、限られた資源の配分において国家の安全保障を優先するか、国民の福祉を優先するかは北朝鮮の自由であり、国際社会ないし他国はこれを干渉することができないのである。

第二項 北朝鮮の自衛権

このように北朝鮮が国際法主体である以上、北朝鮮を国際関係における基本的な理論を適応して論じることが可能なはずである。

ホブズ(Thomas Hobbes)は著書「リヴァイアサン」、特に第十三章「人類の至福と悲慘に関するかれらの自然状態について」で、人間は生まれながらに平等であり、平等は不信を生み、不信から戦争が生じるとした上で、「人々が、かれらすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、かれらは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、各人の各人に対する戦争である」と論じた^{※16}。そして「各人の各人に対するこの戦争から、なにごと不正ではありえないということも帰結される。正邪(Right and Wrong)と正不正(Justice and Injustice)の観念は、そこには存在の余地をもたない。共通の権力がないところには、法はなく、法がないところには、不正はない。強力と欺瞞は、戦争において二つの主要な徳性である」とし^{※17}、「自然権(Jus Naturale)と呼ぶ自然の権利(Right of Nature)とは、各人が、かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、したがって、かれ自身の判断力と理性において、かれがそれに対する最適の手段と考えるであろうような、どんなことでもおこなう自由である」と述べる^{※18}。そうした人間同士の殺し合いから脱するために、個人はリヴァイアサン、つまり政府に対して自らの自由を譲り渡し、それと引き換えに自らの安全を保障してもらう必要があると論じたのである。

しかしながら、国際社会にはリヴァイアサン、つまり世界政府は存在しないアナーキーである。国際社会の自然状態も「万人の万人による闘争」であるとするならば、国際社会における国家の生存は自らの力によって達成されるよりほかなく、そのための手段に「不正」はなく、自身の生命を維持するに足る力の使用は自由であるということになる。こうした考え方はリアリズム、現実主義と呼ばれ、現代に至るまで国際関係の基本的な理論の一つとなっている。

自衛権についても述べておこう。自衛権(Right of self-defense)とは、他国からの急迫不正な侵害に対して、その侵害を排除するために防衛を行う国家の権利である。このとき国家が軍事力を含めた実力行使を行うことは、正当な自衛権の行使となる。

マキヤヴェリ(Niccolò Machiavelli)は、著書『君主論』において、政治体の果たす役割について、君主となるものが「国を征服する際の困難の一部分は、自分の国を樹立し、安全を固める上に、持ち込まざるをえない新秩序や新しい政治様式から生じている」が、力量によって危険を克服したものは、「勢力は強く、安定し、名誉に浴し、繁栄を見ることになる」と論じた^{※19}。つまり、政治秩序の担い手は、被治者に安

※16：ホブズ著、水田洋訳「リヴァイアサン(一)」(岩波文庫、1954)、210頁。

※17：同、213頁。

※18：同、216頁。

※19：ニコロ・マキアヴェリ「君主論」『世界の名著二巻 マキアヴェリ』(中公パックス、1979)所収、64、66頁。

全を提供できる者であるというのである。ラッサール (Ferdinand Lassalle) は著書『労働者綱領』において、国家の任務を防衛と治安維持にのみ求めることを「夜警国家：自由主義国家」として批判する^{※20}。しかし裏を返せば、いかなる国家であろうとも国民に安全保障を提供することは国家としての最低限度の義務ということになる。国家の役割としてむしろ福祉も同様に重要であろうが、安全保障が国家の出発点なのである。猪口孝は著書『国際政治経済の構図』の中で、国家の役割を 1. 秩序の維持、2. 安全の確保、3. 生産の奨励、4. 通商の促進の 4 つにまとめた^{※21}。安全の確保に関して言えば、「準備が悪くて敗北するよりは軍事支出が大きくなってもかまわないという声が、危機になるほど強くなる」という^{※22}。国家の安全保障の確保の優先順位の高さを知ることができよう。こうした議論が導くものは、国家は国民に安全を提供して初めて国家としての要件を満たすのであり、そして特に他国からの侵害を排除することは正当な権利であるということだ。

これは、北朝鮮にも適応されることを確認しておかなければならない。本項において論じたのは、国家が安全保障を求めるときの権利についてである。国際社会に世界政府ができない限り(国連は世界政府ではない)、北朝鮮が国際社会において、他の国家と平等な一国家である以上、自らの安全保障を求めることは当然の権利である。そしてそのためにいかなる手段を用いるか、それは北朝鮮の自由なのである。当然のことながら、これは「北朝鮮のみ」の自由ではなく、国際法主体であるあらゆる国家にとっての自由であるが、北朝鮮もこれを有しているのである。

第三項 国際法と核兵器

ここで、国際法について少し考えておきたい。国際法の大半は、いわゆる慣習法である。慣習法は明文をもって規定されていない。国内法は、ある立法機関が一定の手続きに従って制定し、明文化された法であり、それを超個人的存在である国家が権威づけることによって成り立っている。しかし国際社会には明確な立法機関は存在せず、また国際社会には超国家機関が存在しない。国連はあくまでも国家の連合 (United Nations) に過ぎないものであり、国連における立法機関による法はあくまでも加盟国が遵守するものに過ぎず、国際社会全体を網羅するものではない。

こうしたとき、国際社会における明文化された法といえるものが、条約である。二国間ないしは多国間における合意を明示する。こうして国際間におけるルールの一部を規定する。しかしながら、これにも限界がある。それは条約を締結していない国には効力を発しないことである。

国際法が慣習法と条約によって成り立っているという点に関して、議論の余地はないであろう。こうした国際法は国際社会の全てを網羅するものではない、つまりあくまでも国際社会の一部における規定に過ぎないのである。

これを踏まえたとき、では国際社会において核兵器はどのように規定されるものであろうか。まず、国際法において、核兵器について規定したものは存在しない。また、国連憲章においても核兵器に関する規定は存在しない。

核兵器に関して規定している条約は核拡散防止条約 (Nuclear non-Proliferation Treaty ; NPT) である。しかしながらこれは、あくまでも条約に過ぎず、条約の持つ限界を有している。第一に、加盟国は条約を遵守する義務があるが、非加盟国にその義務はない。第二に条約の定める手続きに従う限りにおいて、条約からの離脱も可能である。NPTは第十条第一項において、加盟国の脱退について以下のよう

※20：ラッサール著、小泉信三訳『労働者綱領』(岩波書店、昭和三年)、63頁。

※21：猪口孝『国際政治経済の構図』(有斐閣、1982)、14-37頁。

※22：猪口孝『国家と社会』(東京大学出版会、1988)、91-92頁。

に定めている^{*23}。

各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

つまり、一度NPTに調印したとしても、こうした手続きに則って脱退を表明した場合、それは効力を発揮せざるを得ないことになる。

第一節で論じたことを小括しておこう。まず、北朝鮮は国際法主体における国家であり、他の国家と平等な権利を有している。第二に北朝鮮は国家の安全保障を求める権利を有している。そのための手段は北朝鮮が選択するものであり、他国が干渉するものではない。第三に国際法において核兵器の保有は限定されるものではなく、北朝鮮が正当な手続きを経た上でNPTから脱退を宣言している限りにおいて、北朝鮮が国家の安全保障の手段として核兵器を保有することは、「国際法違反」ではないことになる。

第二節 安全保障の基本政策

では、北朝鮮はなぜ核兵器の保有を目指したのだろうか。北朝鮮は極めて秘密主義的な国家であり、国家の内実についてはほとんど公開されていないため、推論とならざるを得ない部分が多い。そうした限界を前提とした上で、北朝鮮が安全保障手段として核兵器の保有を追求した原因を検討してみよう。

安全保障の手段について、猪口孝は自強、同盟、環境整備が基本であるとした^{*24}。自強とは、他者に対して自らの国力を強化する政策である。端的にいえば、人は自分より強い相手に対して攻撃を仕掛けることは、その反撃を恐れるため、ほとんどあり得ないからである。同盟政策は、自強に対して国力からの限界があるとき、同盟相手と手を結ぶことによって、軍事力の総和を拡大することである。環境整備は、そもそも自らの周辺に敵がいなければ、攻撃にさらされることがなくなるため、自らの国際環境を良好にする努力をすることである。本節はこの基本三政策に基づいて、北朝鮮の安全保障をクロニカルに検討してみたい。

第一項 同盟政策の破たん

安全保障における同盟政策は、そもそも自強の限界から行われるものであるが、北朝鮮は国家の成り立ちからして、同盟に依存することになった。

1945年8月15日、朝鮮半島に「光復」が訪れた。そしてそれとほぼ同時に、アメリカとソ連による朝鮮半島の分断統治が行われる。朝鮮北部はソ連の支援を受けた共産主義勢力が統治の主体を担うようになり、その中でも金日成が台頭していく。そして1948年9月9日、北朝鮮はソ連の庇護のもと建国を果たす。

この時代の北朝鮮には自らの安全保障を確保するだけの国力は有していなかった。第一に日本統治下に朝鮮北部において経済を担っていた人材は共産主義勢力によって弾圧された^{*25}。第二に朝鮮北部の統

^{*23}：外務省条約局、条約集(多数国間条約)(昭和51年)、403-413頁。

^{*24}：猪口孝「国際政治経済の構図」、22-29頁。また猪口邦子「戦争と平和」(有斐閣、1989)、第六章を参照せよ。

^{*25}：1946年に北朝鮮にて発された「北朝鮮土地改革に関する法令」では、「朝鮮民衆の反逆者、すなわち朝鮮民衆の利益を害し、日本帝国主義の政治機関に積極的に参加したものの所有地」を没収するとある(神谷不二「朝鮮問題戦後資料 第一巻」(日本国際問題研究所、昭和51年)、535-536頁)。このような形で、共産主義勢力の方針に反対する「民族反逆者」たちの経済基盤の破壊を企図したのである(鐸木昌之「北朝鮮臨時人民委員会」、小此木政夫編著「北朝鮮ハンドブック」(講談社、1997)所収、93-96頁)。

治を担うことになった共産主義勢力の多くは、朝鮮半島外において活動を行っていた人物が大半であり、朝鮮半島に基盤を持っていなかった。朝鮮半島内における共産主義者は日本統治下において投獄されていたり、または有力な組織は南朝鮮労働党、つまり朝鮮半島南部に基盤を持っていたりと、北部には十分な経済的基盤を持っていなかった。第三に、軍事については金日成率いるパルチザン派が担うことになったが、そもそもパルチザン派が行っていたのは抗日ゲリラ闘争である。極東ソ連軍において軍事教練を受けはしたものの、それはソ連の指揮下において戦闘を行うものに過ぎず、国土を防衛するに足る十分な戦術は有していなかった。第四に赤下統一のかけ声の下、アメリカが統治を担う朝鮮南部の統一を目指していた。そのためには大掛かりな軍備が必要であるが、そのために必要な軍備が欠けていた。それどころか単独で国土を防衛するに足る装備すら十分ではなかったであろう。もちろんこれを補うために兵器を製造する技術力、資金力、資源は有していなかったし、これらを購入するための資金も有していなかった。最新の兵器を活用するための人材もいなかった。こうしたことから、北朝鮮は、ソ連から軍事援助を受けることになる。

また、隣国中国も重要な存在であった。ソ連は世界冷戦における共産主義陣営の中心であり、中国が東アジアにおける共産主義陣営の中心であった。ソ連は北朝鮮に対し、大規模な軍事物資を提供し^{※26}、中国は、朝鮮戦争前には中国内における国境内戦で共産党側について戦った朝鮮人部隊を北朝鮮に送っている^{※27}。実際に1950年6月25日に北朝鮮から攻め入る形で朝鮮戦争が勃発し、その中で北朝鮮が劣勢となると、中国は義勇軍を派兵し、北朝鮮を支援した。明示的な同盟を締結してはなかったが、実質的に北朝鮮はソ連および中国と同盟関係にあったのである^{※28}。

朝鮮戦争は、朝鮮半島の分断を固定化する形で休戦となる。それは、朝鮮半島の南北が常に軍事的緊張の下におかれ、北朝鮮にとっては自らの安全保障が常に危険にさらされることを意味していた。しかしながら朝鮮戦争は朝鮮半島の南北を行き来する形で繰り広げられ、国土のほとんどが荒廃していた。北朝鮮はやはり、独力で安全保障を確保することはできず、ソ連、中国から経済的、軍事的支援を受ける他なかった。そして1961年にはソ朝友好協力相互援助条約および中朝友好協力相互援助条約を締結し、また1950年に締結された中ソ友好同盟相互援助条約と合わせ、東アジアにおいてソ中朝の軍事同盟ネットワークが成立するのである^{※29}。

しかし、この蜜月は長くは続かなかった。1960年代は中ソ対立が露になる時期である。フルシチョフのスターリン批判に端を発するソ連と中国の論争は、核技術供与を含む中ソの軍事協力の停滞からくる不信、そしてフルシチョフによる西側社会との平和共存路線と中国の台湾危機の齟齬、ブレジネフによる制限主権論とプラハの春への軍事介入、そしてダマンスキー島を巡る軍事衝突を臨界点とし、中ソの同盟は、完全な対立へと変化してしまう。

ソ朝関係も冷却した。一つにフルシチョフのスターリン批判から端を発する東側諸国内の路線対立が原因である。金日成は1961年11月27日、党中央委員会第四期第二次拡大全委員会を開催し、ソ連のこれまでの業績を讃える演説を行い、その中でスターリンの功績を併せて讃える^{※30}。これはスターリン批判

※26：A.V.トルクノフ著、下斗米伸夫、金成浩訳『朝鮮戦争の謎と真実』（草思社、2001）、114-116頁。

※27：朱建栄『毛沢東の朝鮮戦争 中国が鴨緑江を渡るまで』（岩波書店、1991）、25-31頁。

※28：朝鮮戦争休戦後の、1953年11月23日に発表された中朝共同声明では、「帝国主義の侵略戦争に反対し、極東の平和を守る共同の闘争」と述べている（日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成 第四巻』、151-153頁）。1953年12月20日に行われた金日成による「ソ連、中国訪問事業報告」の中では、「（ソ朝）双方は、まず両国間の現在の親善および協調関係は・・・（中略）、極東での平和と安全を強化する偉業に寄与しているということについて完全な相互理解に到達しました」と述べている（神谷不二『朝鮮問題戦後資料 第二巻』（日本国際問題研究所、昭和53年）、419-421頁）。

※29：塚本勝一『北朝鮮・軍と政治』（原書房、2000）、131-144頁。

※30：徐大庸著、林茂訳『金日成 思想と政治体制』（御茶の水書房、1992）、199-205頁。

を受け入れないという金日成の決意であろう。その後、中ソ論争において反ソ連ではないものの親中国姿勢を見せたことに対し、ソ連及び東欧諸国から批判を受け、朝ソ関係は悪化していく。いま一つにソ連からの武器援助に関する対立である。フルシチョフが北朝鮮への武器売却に対して、信用供与を要求したため、ソ朝関係は「関係断絶寸前」までこじれたという^{*31}。またソ朝も中ソ同様、ソ連の平和共存路線とキューバ危機、さらには北朝鮮の米韓との緊張（プエブロ号事件など）との間での齟齬から不審感がいっそう濃くなることとなった。

前後して、中朝関係も冷却した。第一に、北朝鮮内部の権力闘争である^{*32}。金日成は北朝鮮において権力を確立する過程において、その競争相手となる派閥の肅正を行った。北朝鮮の建国時から有力な勢力となったのは、ソ連共産党出身のソ連派、朝鮮半島内で共産主義活動を行っていた朝鮮労働党派、中国共産党と関係の深い延安派、そして抗日ゲリラ闘争を行っていた金日成率いるパルチザン派である。1950～60年代は金日成が政治的競争者らを様々な理由をつけて肅正し、自らの権力を確立していった時期である。他方で中国の国防相であり、朝鮮戦争において義勇軍として派遣された中国軍を指揮した彭徳懐は、延安派の朴一禹を重視していたとされる。当然のことながら、延安派を肅正した金日成に対し、彭徳懐の感情は良いものではなかったであろう。第二に、朝ソ関係の改善である。1964年、フルシチョフが失脚をすると、北朝鮮はソ連との関係改善を目指した。他方で中国は相変わらずソ連との関係が悪化したままであった。中国がなおこだわる「フルシチョフなきフルシチョフ路線」を北朝鮮も完全に受け入れることができた訳ではないが、それでもソ連との対立によってソ連からの援助が停滞し、経済計画が進展しない状況は打開する必要があるのである。第三は中国内の文化大革命である。毛沢東を支持し、純粋なる共産主義革命を求めた紅衛兵たちは、壁新聞で金日成に対する断続的な個人攻撃を行う。これに対し北朝鮮が反論せざるを得ないほどにまで、批判はエスカレートしたようである^{*33}。こうして蓄積された相互不信に決定打を与えたのは、米中和解であった。北朝鮮にとって主敵であった米国と、軍事同盟を締結していた中国とが突然手を結んだのである。北朝鮮の「捨てられる恐怖」は甚大なものであっただろう。こうして北朝鮮の同盟による安全保障政策は大きく信頼を失うのである。

冷戦終結も大きな意味を持つ。第一に、冷戦は共産主義陣営の敗北で終わった。東欧諸国の相次ぐ民主化、そして1991年のソ連邦崩壊がその象徴と言えるだろう。共産主義を維持した国も、中国は1978年の改革開放によって、ベトナムは1986年のドイモイによって市場主義経済へと移行した。第二に冷戦期、「漢江の奇跡」と称された韓国の経済発展は、1988年のソウルオリンピックによって、世界中に発信された。そしてそれは、冷戦末期、経済的困窮に喘ぐ東側社会を大きく惹き付けることに成功する。1989年にハンガリーが韓国と国交を締結したのを皮切りに、東欧諸国は韓国との国交を選択、北朝鮮との外交関係を縮小させていく。そして1990年にはソ連が、1992年には中国とベトナムが韓国と国交を樹立する。北朝鮮はこれを「ドルで売買された外交関係」と猛反発し^{*34}、韓国と国交を正常化した国々との関係を縮小させていく。

ここで確認しておきたいのは、第一に北朝鮮は冷戦時代、約40年の間で友好関係にあった国のほぼ全てを失ったことである。特にその中心であり、北朝鮮の安全保障を担っていた中ソとの同盟に対する信頼が完全にできなくなったのである。第二に北朝鮮の「孤立」という現象は、北朝鮮が核問題によって世

※31：下斗米伸夫「アジア冷戦史」(中公新書、2004)、121頁。

※32：平岩俊司「分断以降の北朝鮮政治史」、小島朋之、国分良成他『国際情勢ベーシックシリーズ① 東アジア』所収、166-167頁。

※33：徐前掲書、213-222頁。

※34：ドン・オーバードーファー著、菱木一美訳「二つのコリア [特別最新版] 国際政治の中の朝鮮半島」(共同通信社、2002)、259頁。

界から反発を受けたことによって生じたものではない。東側諸国が、その経済的欲求から北朝鮮の宿敵の韓国を選択したのであって、それは北朝鮮の過失から生じたものではない。いずれにせよ、こうして北朝鮮の同盟による安全保障政策は破たんを迎えるのである。

第二項 環境整備政策の破たん

北朝鮮は、必ずしも対決ばかりを目指していたわけではない。活発ではないが、周辺環境改善のための努力をしてきている。

まず北朝鮮の周辺環境について確認をしておこう。北朝鮮は陸上では東北部において、豆満江を挟んで中国、ロシア（ソ連）と、北部の大部分は鴨緑江を挟んで中国と国境を接し、南部で韓国と軍事境界線を挟んで対峙する。海上においては、西側で黄海を囲む形で中国、韓国と接し、東側は日本海を囲む形で日本、ロシア、韓国と接する。つまり地理的に見れば、北朝鮮の環境は、中国、ロシア、日本、韓国に限定され、これに在韓米軍、在日米軍という意味でアメリカが加わる。中国、ロシアとの関係が時に緊張をはらむものであったとしても基本的に友好国であり敵対的な存在にはなり得なかった。そのため北朝鮮の環境整備の対象は日米韓に限定できるだろう。

冷戦期

特に主たる対象はアメリカに対するものである。アメリカは主敵であるが、もしアメリカを北朝鮮側に引き寄せることができれば、韓国の同盟、安全保障を破たんに追い込み、赤下統一が容易になるからである。こうした目的および真意はさておき、北朝鮮からアメリカに対する呼びかけは断続的に行われている。なお、こうした呼びかけは2つの時期に区分することができる。

一つは朝鮮戦争停戦直後の時期である。このときの北朝鮮からの対米呼びかけの中心的内容は、在韓米軍の撤退についてである。例えば1954年4月から開催されたジュネーブ会議で南日外相が行った演説において、「朝鮮問題の平和的調整が、朝鮮のためだけでなく、極東での平和と安全を保障」することをまず述べた上で、「朝鮮問題の平和的調整」の方法について「2、六ヶ月の期間内に朝鮮地域から一切の外国武力が撤退しなければならないことを必要と認めること」を提案として盛り込んでいる^{※35}。1956年10月に北朝鮮内に駐屯していた中国人民志願軍が全面撤退すると、よりいっそう在韓米軍の撤退を呼びかけるのである。

いま一つは南北会談の開催以降の時期である。1971年から行われた南北朝鮮の代表による接触が不調に終わると、1974年には米朝間の直接対話と呼びかける。1974年3月に開催された最高人民会議第五期第三次会議は、米朝不可侵条約を盛り込んだ「アメリカ議会に送る書簡」を採択するのである。その後、例えば1976年、77年にはパキスタンを通じて米国へメッセージを送り^{※36}、さらに1978年9月9日に開催された「朝鮮民主主義人民共和国創立30周年慶祝大会」では、金日成が「われわれはアメリカとの対話の扉も開いており、南朝鮮(韓国)の当局者・政党との対話の扉も開いている」と表明する^{※37}。

もちろん、こうした呼びかけはあくまでも限定的なものであるが^{※38}、それでも北朝鮮からアメリカに

※35：神谷前掲書、706-710頁。

※36：オーバードーフアー前掲書、120頁。

※37：市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』（原書房、1996）、162頁。

※38：例えば、基本的にアメリカに言及するときには、アメリカを「帝国主義者」ないしは「侵略者」と呼び、また「野蛮人」と表現する（金日成「停戦協定と関連して戦後国民経済復旧発展のための闘争と党の今後の任務（1953年8月5日）」、神谷前掲書所収、5-31頁）。また1956年6月2日の北朝鮮外務省の声明では、関係国会議の開催について、アメリカ側の主張は「まったくの虚偽」であり、その「不誠実な態度」が朝鮮問題の平和的解決を妨げており、「アメリカ側は、このような不当な措置によって生じる全ての結果に対し、当然全面的な責任を負わねばならない」と批判する（同、457-458頁）。

対する対話のメッセージが発せられていることについては確認しておかなければならないだろう^{※39}。

韓国に対しても対話の呼びかけは行われている。もちろん、北朝鮮の基本路線は韓国の武力解放である。それは1970年に開催された朝鮮労働党第五回党大会において明確に打ち出されている。金日成は、朝鮮統一には南の政府を打倒することが前提条件であり^{※40}、南朝鮮革命に「平和的移行」はありえないと語る。韓国に対する対話の呼びかけは、こうした路線の一形態である。基本的に自らの正統性を述べ、韓国政府を否定し、北朝鮮の提案を受け入れる形での平和的統一を主張する。1955年8月には極東会議の招集を提案し、朝鮮からの外国軍撤退とともに平和的統一問題を議論することを要請した。また1956年には軍縮を、1957年には南北離散家族間の通信の援助を、またオリンピックに統一チームで出場することを提案している。1958年には改めて朝鮮半島全域からの外国軍の撤退を訴え、実際に北朝鮮に駐屯していた中国軍を完全撤退させるとともに、韓国からの米軍撤退を要求した。1959年には最高人民会議において全朝鮮の自由選挙をはじめとする統一提案を採択した。1960年には解放15周年慶祝大会において、金日成は過渡的な措置として南北に2つの政府が存在することを初めて認めた上で、両政府の代表からなる最高民族委員会を組織することで、経済・文化の統一的発展をはかろうという連邦制による統一を呼びかけた^{※41}。韓国を政府として初めて認めた点で画期的な呼びかけであったが、その目的は韓国内政治の動揺に乗ずるだけに過ぎなかった。

これまでの北朝鮮からの対話の呼びかけがある意味で上からのものであったとしたら、1971年の「ニクソン・ショック」は、そうした北朝鮮の視線を改めさせることとなった。同盟に対する信頼性の揺らぎは、環境整備の必要性を大いに刺激したのである。金日成は1970年に韓国政府の打倒を宣言したにもかかわらず、ニクソン・ショック後の1971年8月6日、カンボジアから訪朝したシアヌークを歓迎する大会では韓国与党を含むあらゆる政党、個人と接触する意志があることを明らかにした。韓国側も「見捨てられる恐怖」から対話に応じる。翌9月、板門店において、初の公式接触となる南北赤十字会談が開催されたのである。11月には政治問題を討議するための秘密接触が開始され、1972年5月にはそれぞれの政府要人が相互にソウルと平壤を訪問する。そして1972年7月4日、南北が同時に南北共同声明を発表するに至る。

しかし、この時が冷戦期における周辺環境改善のピークであった。南北共同声明に基づいて南北調節委員会が構成され、南北間の諸課題について話し合われたが、ほとんど合意することができなかった。1973年には金大中事件を理由として、北朝鮮は対話の中断を宣言する。南北調節委員会および赤十字会談は再開と中断を繰り返しながら、しかし環境整備に資することもなく、相違が明確になるだけだったのである。

日本に対しても、積極的に関係改善のメッセージを送っている。その皮切りとなったのは1955年2月に南日北朝鮮外相が日本に対して行った呼びかけである。南日は冒頭で「半被占領国の境遇に置かれている日本人民に対して深甚な同情」を表明し、「相異なる社会制度をもつすべての国家が平和的に共存できるという原則から出発して、わが国と友好関係をもとうとするいっさいの国家と正常な関係を持つ用意」があり、「まず相互利益に合致する貿易関係と文化的連携を設定することを希望」と述べ、それが「極東の平和維持と国際緊張状態の緩和」に寄与するとした。その上で「貿易、文化およびその他の朝日関係

※39：この後も北朝鮮からアメリカに対する呼びかけは盛んに行われている。詳細は伊豆見元「北朝鮮の対外政策」、小此木政夫編『岐路に立つ北朝鮮』（日本国際問題研究所、昭和63年）所収、101-123頁。

※40：徐前掲書、278頁。

※41：『労働新聞』、1960年8月15日。

の樹立、発展に関する諸問題を具体的に討議する用意をもっている」との声明を発表する^{※42}。この呼びかけに、日本側から貿易という形で応じる。同年10月、李英朝鮮民主主義人民共和国最高人民議長の招きで日本国会議員団が2度にわたって訪朝し、「日朝両国間の外交関係の正常化」を含んだ共同声明を発表する^{※43}。そして北京において中国の国際貿易促進委員会の仲介で日本の三商社と朝鮮貿易会社が初の取引協定を結び、また平壤では日ソ貿易会と朝鮮国際貿易促進委員会との間で、「日朝貿易の促進に関する議事録」を調印する^{※44}。その後は、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題、いわゆる「帰国運動」を通じ、日朝交流が展開された。

1965年の日韓国交正常化によって日朝関係は悪化する。日韓国交正常化会談が再開された1961年9月の朝鮮労働党第四次大会では日本を軍国主義者とした上で、南朝鮮を経済的に侵略し、また侵略的な軍事同盟を結ぼうとしているとした。日韓国交正常化後には対日非難が続くものの、ときおり関係改善を目指すものもあった。それは、1972年の日中国交正常化によって日本が台湾との断交を決断したように、日朝国交正常化によって日本に韓国と断交させようという意図からである。韓国との断交を考えなかった日本は、こうした北朝鮮の呼びかけに応ずることはなかった。

冷戦後

このように日米韓に対する環境整備政策は、冷戦期において、ほとんど成果を挙げるができなかった。転機が訪れたのは冷戦終結期である。東側諸国が韓国を含む西側諸国との関係改善へ動き出したことで、冷戦は東側陣営の敗北という形で決着した。韓国はこれに敏感に反応し、盧泰愚大統領から「7・7宣言」が発せられる^{※45}。

南北間における消耗的な競争対決外交を終結させ、北朝鮮が国際社会に対し発展的な寄与を行なえるよう協力するとともに、南北の代表が国際舞台において自由に会い、民族の共同利益のために相互に協力することを希望する。

朝鮮半島の平和を定着させる条件を造成するために、北朝鮮が日本・米国等我が友邦との関係を改善する上における協力を行なう用意があり、我が方は、ソ連・中国を初めとした社会主義国との関係改善を追求する。

これに呼応する形で、周辺環境が動き出す。まず、日本政府は日朝関係改善を積極的に進めることを表明し、9月には大韓航空機爆破事件に起因する対北朝鮮制裁の解除を発表する。北朝鮮からは「日本政府の不誠実な態度」のせいで会談の準備が整っていないとしながらも、「日本政府が真にわが方との関係改善の用意を持っているならば、まず関係改善に障害となる諸条件を徐供することに慎重な考慮を払うべきである」とし^{※46}、関係改善に応じる姿勢をにじませる。日本は竹下政権のもと、「わが国の朝鮮半島政策について」という見解を発表、総理の施政方針演説、国会答弁などで北朝鮮との関係改善への意志を表明、さらには社会党の田辺前書記長が訪朝して金丸元副総理の書簡を届ける。そして1990年、ついに金丸信を中心とする訪朝が実現、北朝鮮から早期の国交樹立が提案されるのである。しかし、こうして始まった日朝国交交渉は、すぐに暗礁に乗り上げる。特に北朝鮮による核開発疑惑と日本人拉致

※42：神谷前掲書、444頁。

※43：同上、448-450頁。

※44：小此木政夫編著「北朝鮮ハンドブック」(講談社、1997)、408-410頁。

※45：盧泰愚大統領「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」、市川前掲書所収、132-134頁。

※46：1989年1月、北朝鮮外務省スポークスマン談話。

問題が浮上したためである。日朝交渉は中断と再開を繰り返しながら、2009年現在に至るまで国交樹立、緊張緩和を決定的なものとはできないでいる。

韓国とも関係改善を進める。7・7宣言後の8月19日には南北国会会談予備会談を開催し、その後も1～2ヶ月に一回のペースで政府間接触を継続、南北赤十字会談も行い、対話を深めていく。そして1990年9月5日、ソウルで初めての南北首相会談を開催、10月には平壤で第2回南北首相会談を実現させる。特に第2回首相会談において韓国の姜英勲首相と会談した金日成は、「ひとつの民族、ひとつの国家、ふたつの制度、ふたつの政府にもとづいた連邦制方式」による統一を呼びかけ、南北がより対等な立場で共存することを呼びかける。そして1991年9月には南北朝鮮が同時に国連に加盟、12月には「南北間の和解と不可侵および協力交流に関する合意書」に調印、1992年2月には南北非核化共同宣言に調印する。

アメリカとの対話も進められた。アメリカがソウルオリンピック後に大韓航空機爆破事件を理由とした対北朝鮮経済制裁を解除すると、1988年12月から米朝間で参事官級の接触が行われる。しかしこうした日米韓との接触は北朝鮮の核開発疑惑が深刻になるにつれ、全てが停滞していくこととなる。

少し時間は前後するが朝鮮半島エネルギー開発機構 (Korean-peninsula Energy Development Organization: KEDO)の失敗について、先に論じておこう。

1993～94年にかけて深刻化した北朝鮮の核開発問題は、カーター元米大統領の訪朝、そして米朝枠組み合意によって一旦の解決を見た。米朝枠組み合意の主たる内容は以下の2点である。1. 北朝鮮が核兵器に転用可能な原子力発電所である黒鉛減速炉を解体する代わりに、兵器転用が困難な軽水炉をアメリカが供与すること、2. 軽水炉が完成するまでの間のエネルギーを補填するため、アメリカが北朝鮮に重油を提供すること。こうした北朝鮮に原子力エネルギー代わりに、北朝鮮の核を除去し、そして米朝間の関係を改善、脅威の解体を目指したのである。この枠組みを実行するのがKEDOという国際コンソーシアムであった。KEDOは日米韓を中心として、他にもオーストラリアやEUなど複数の国が加盟し、北朝鮮の核問題に取り組んでいく。

また環境整備は別の形でも進展した。1994年4月、北朝鮮外務省声明として朝鮮戦争の休戦協定に代わる新しい平和保障体系の構築を提案する。この提案は既存枠組みを壊す目的であったとの批判もあるが^{※47}、主眼はアメリカとの直接対話を推進したいというメッセージと受け取るべきだろう。1996年にはスポークスマン声明として、米朝間の暫定協定の締結を提案し、軍事面における米朝の直接対話を呼びかける。これに対してアメリカは韓国とともに、中国を含めた「四者会談」を呼びかける。北朝鮮はこれに応じ、この枠組みの中で米朝、南北会談が進められることとなった。

しかしこれらの対話も次第に停滞していくこととなる。1996年に発生した潜水艦事件を理由に^{※48}、韓国がKEDOに対する資金拠出を一時凍結し、1998年にはテポドン発射を理由に日本がKEDOに対する資金拠出を一時凍結する。また米国ではクリントン政権が締結した米朝枠組み合意に対して、共和党を中心とする議会から強硬な批判が相次いだ^{※49}。「北朝鮮崩壊論」を前提としつつ、核疑惑が依然として払拭できていないとして北朝鮮に重油を提供することを拒んだのである。テポドン危機後アメリカはペリー元国防長官を中心に北朝鮮政策の見直しをはかり北朝鮮崩壊論を否定するが^{※50}、2001年に誕生したブッシュ政権は北朝鮮への強硬な姿勢を明らかにする。結果的にKEDOは2006年に正式に終了するの

※47：伊豆見元「新しい平和保障体系」、小此木前掲書所収、49～52頁。

※48：北朝鮮の潜水艦が韓国東海岸に乗り上げているのが発見された事件のことをいう。韓国はこれを「平和を脅かす軍事挑発」と非難し、北朝鮮は軍事訓練中に起きた予期せぬ事故であるとした。

※49：春原剛「米朝対立 核危機の10年」(日本経済新聞社、2004)、222～223頁。

※50：読売ぶっくれっと「北朝鮮とペリー報告 一暴発は止められるか」(読売新聞社、1999)。

である。

この KEDO 崩壊について異なる見方がある。一つは北朝鮮が核開発を継続したことが崩壊の原因であるとする。いま一つは、枠組み合意は北朝鮮の核をめぐる問題についての議論であり、日米韓の KEDO への資金凍結は核問題を理由としない以上、KEDO や枠組み合意の違反であり、また北朝鮮崩壊論は米朝枠組み合意に謳った米朝関係改善の理念に背くものであると言う。後者が北朝鮮の見方であるのは言うまでもないが、この見解を完全に否定することは難しいだろう。米朝枠組み合意と KEDO が北朝鮮にとってどれほど重要であったのかは確実に述べることは難しいが、北朝鮮にとって初めて締結した、悲願であったアメリカとの直接対話、及び二国間の合意である。この意味は決して小さくない。北朝鮮にとってこの 2 つが重要であるとするならば、北朝鮮は KEDO に対して、そしてアメリカに対して、決して信用を置くことができないのであろう。

何にせよ、北朝鮮が環境整備の最後の手段として期待した米朝枠組み合意を含む対話は全て不調に終わったのである。もちろん 1998 年に金大中大統領が誕生し、その対北朝鮮政策が「太陽政策」と呼ばれる、北朝鮮に対して基本的に融和的なものであった。その成果もあり、2000 年には南北首脳会談が実現する。しかし、これは韓国からの環境整備政策であるとするべきである。また 2000 年はクリントン政権との間で対話が進展した年でもある。北朝鮮の趙明禄国防副委員長が訪米し、マドレーヌ・オルブライト 国務長官が訪朝するなどの進展もあった。しかし、これも結局は北朝鮮を「悪の枢軸」と規定するブッシュ大統領の登場により霧散する。北朝鮮の環境整備は、北朝鮮を明示的に敵とするアメリカ、ブッシュ政権の誕生によって、完全に破たんするのである。

第三項 自強政策としての核保有政策

第一項で述べたように、北朝鮮は中ソとの同盟による安全保障の確保には信頼を置けなくなった。結果として、中ソからの自立路線を選択する^{※51}。また第二項で述べたように環境整備による安全保障の確保は基本的には非常に困難であった。残されるのは自強による安全保障の確保である。

北朝鮮の朴吉淵国連大使は 2006 年 10 月 9 日、国連軍縮委員会に出席し、次のような発言を行っている^{※52}。

米国が北朝鮮に核兵器で脅威を与え、先制攻撃の対象と見なすことで、われわれに自衛手段として核抑止力を保有するよう強要した。

国際的な関心事になった朝鮮半島での核問題は、半世紀以上にわたり北朝鮮に対する米国の敵対的政策を土台とした核脅威政策の産物。

北朝鮮に対する核先制攻撃は平和のためのもので、これに対抗しようという北朝鮮の措置は平和に対する脅威だというあいまいな論理は、北朝鮮と正義を重視する人たちには通用しない。

このように北朝鮮は自らの核を、「自衛」のための手段として述べる。では、北朝鮮のこうした姿勢はいつから始まったのだろうか。

1960 年代、中ソ対立が激化し、同盟に対する信頼が低下していく。代替策を模索する中で環境整備は実際問題として機能しない。こうした中で北朝鮮は自強路線を打ち出していくことになる。

※51：平岩俊司「北朝鮮自主路線の構造 — 対中自主の確立過程」、鐸木昌之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治 — 冷戦の展開と変容』所収、121-144 頁。

※52：「北朝鮮国連大使 米国の脅威が核抑止力保有を強要」『中央日報 日本語版』(<http://japanese.joins.com/article/article.php?aid=80605&servcode=500§code=500>)、2009 年 2 月 2 日アクセス。

1962年12月、朝鮮労働党中央委員会第四期第五回全員会議が開催され、この中で金日成は国防力強化について提言した。「七カ年経済発展計画の実行に一部の制約があっても、国防力を強化しなければならない」と明確に打ち出すのである。この方針に従って、「全人民の武装化」「全国土の要塞化」「全軍の幹部化」「全軍の近代化」という四大軍事路線が採択された^{※53}。この方針から言えることは、第一に軍事が経済に優先されることであり、第二に経済運営の中心にも軍事が位置づけられるということである。例えば「全国土の要塞化」が意味するところは、国防、防衛を基軸とした国土開発であり、当然のことながらそこには経済的効率は加味されない。結果として1961年に始まった国民経済発展七カ年計画は、金日成の言葉通りに制約を受けることとなり、3カ年延長されることとなった。付記しておかなければならないのは、こうした路線が単純な自強政策とは言い切れない側面をはらむことである。それはこの時期の北朝鮮国内政治が、金日成の独裁が確立する時期だからである。金日成は軍部と極めて密接な関係を築いており、軍部の権威を高めることが金日成の独裁を確立することとほぼ一致したのである。

こうした国際、国内政治の要請から北朝鮮の自強政策は始まった。他方で北朝鮮の国力からして自強に限界があるのは変化していない。それどころか中ソという友邦との関係が不調になる中では、これまでの友邦に依存した援助、貿易が停滞することで、経済も不順となっていく。もちろん北朝鮮自身、経済建設にも力を入れた。例えば千里馬運動などの大衆動員による経済活動は、一時的には成果を挙げることに成功している。しかし大衆動員は一時的に国内の資源や資金、労働力を一点に集中することで技術や資源、資金の不足を補おうというものであり、逆に集中されなかった分野では資源や資金、労働力が急激に不足することになる。結果として、国内経済の体力は低下することになるのである^{※54}。

こうした中での自強政策には自ずと限界がある。「全軍の近代化」を打ち出そうにも、国内で兵器を製造するだけの技術と資金が不足しており、それを輸入に頼るにも資金面で限界がある。武装化された全国民に十分な近代的な兵器を提供することは不可能であった。そこで重視されたのが一つに非正規戦、ゲリラ戦術であった。総力戦には限界がある以上、防衛においては遊撃戦が^{※55}、攻撃においては一点突破を目指した奇襲攻撃が選択されたのである^{※56}。

そしてもう一つ、核兵器である。留意しなければならないのは、核兵器は費用対効果が極めて高い兵器であるということである。なぜならば確かに開発には多額の資金が必要となるが、一発でも保有できれば相当程度の抑止力が確保できるからである^{※57}。とりわけ相手が核保有国である場合、通常兵器では抑止力が不十分であり、核による抑止でなければ対抗することは極めて困難である。また経済的側面から考えてみれば、通常兵器は常に最新兵器の開発を目指さなければならず、そのための投資が莫大なものとなる^{※58}。それを怠れば、相手国の劣勢に立たされることになるためである。また防衛に必要な全て

※53：徐前掲書、241-254頁。

※54：1960年代から70年代にかけての経済状況については、玉城素「北朝鮮経済の現状と問題点」、三谷静夫編「朝鮮半島の政治経済構造」（日本国際問題研究所、昭和58年）所収、110-131頁を参照されたい。また1970年代から80年代にかけての経済状況については、小牧輝夫「北朝鮮経済の現状と展望」、小此木「岐路に立つ北朝鮮」所収、55-74頁を参照されたい。

※55：塚本前掲書、94-98頁。

※56：武貞秀士「北朝鮮の軍事動向」、小此木前掲書所収、77-88頁。また徐前掲書、263-266頁。なお、こうした形での攻撃は、1968年には青瓦台（韓国大統領府）襲撃事件などの形で実際に行動に移されている。1980年代にもラングーン事件や大韓航空機爆破事件が引き起こされているのも、こうした文脈で見ることが可能であろう。

※57：こうした考えを一般的抑止（General Deterrence）あるいは存在的抑止（Existential Deterrence）という。核兵器のあまりにも大きい破壊力が故に、存在しているだけで抑止効果が働くのである。1978年に国連事務総長の命によって行われた核兵器に関する包括的研究（Comprehensive Study on Nuclear Weapons）においても、核攻撃が「耐えがたい被害を与えることができる」攻撃力であることを指摘している（服部学監訳「核兵器の包括的研究 国連事務総長報告」（連合出版、1982）、112-118頁）。

※58：兵器の輸出国の上位10カ国はアメリカ、ロシア、イギリス、ドイツ、中国、カナダ、フランス、オランダ、イスラエル、スペイン、スウェーデンとなっていることから伺えるだろう（The US Congressional Research Service report, 'Conventional Arms Transfers to Developing Nations 1999-2006', 26 September 2007.）。

の地域に、また全ての兵士に十分な武器を与えなければならない。これは経済的に十分な余裕があって初めて可能な政策である。

北朝鮮は核保有という一撃能力を高める手段を持つことによって、総力戦では敵わなくとも米韓の脅威を十分に抑止することを目指したのであろう。北朝鮮が核開発を目指したのは、確たることを述べるのは難しいが、多くの専門家が指摘するところでは1960年代からであると言われている^{※59}。北朝鮮はソ連の核開発にともない、北朝鮮技術者をソ連へ核技術研修に派遣し、また中国の核実験に際しても技術やサンプルの供与を求めたと言われている^{※60}。しかし中ソとの関係が悪化していく中で、同盟国の「核の傘」には信頼が置けず、また核技術の提供も打ち切られることになる。こうしたことを背景に、北朝鮮は独自の核開発を推進していったのである。

北朝鮮の核開発疑惑が国際社会に浮上したのは1980年代後半からであり、そして1993年前後から本格化していった。これが米朝枠組み合意を中心とした外交によって解決されたものの、破たんしたのは前項の通りである。米朝枠組み合意以降、北朝鮮がどれだけ核計画を推進していたのか、またいなかったのかについて確たることは言えない。しかし2002年10月にジェームズ・ケリー国務次官補の訪朝によって、北朝鮮の核開発計画が再開し、そして2006年10月の核実験によってそれが最終段階を迎えたことが明らかになった。北朝鮮は核保有を完遂させたのである。

小括

さて北朝鮮は自らの核兵器を放棄することがありうるのだろうか。安全保障の基本三政策から見た時、同盟が破たんし、国際環境が破たんし、通常兵器による自強が不可能である以上、核兵器を放棄することは安全保障を放棄することとほぼ同義であろう。だからこそ、北朝鮮の核問題解決のための六者会合において、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画を放棄」することを約束する時には、同時にアメリカが「朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認」しなければならないのである^{※61}。六者会合を北朝鮮の核による自強を放棄させる代わりに国際環境を提供しようという試みとみることができようが、国際環境が北朝鮮に対して不信感を持っているのと同様に、北朝鮮も国際環境に不信感を持っていることは、本章で述べた通りである。そうしたとき、北朝鮮が核兵器を放棄することは、ほぼあり得ないと言って良いだろう。

もう一点、振り返っておきたい。北朝鮮は国際的に孤立しているのであろうか。まず、現在の北朝鮮は160カ国と国交がある。これを孤立ということはできないだろう。また、北朝鮮の同盟政策は確かに破たんした。しかしこれは北朝鮮があえて破たんさせたのではない。むしろ同盟国側が変化をしていったことが（もちろん変化せざるを得なかった部分も大きく、またそうした中で変化することは当然のことでもある）、同盟の変化、そして破たんの原因であり、北朝鮮は基本的に変化していなかったのである。そして北朝鮮は環境整備にも失敗し、日米との距離は拡大することとなってしまった。冷戦の終結がアメリカの勝利という形で幕を閉じた結果、アメリカが主導する形でのグローバリゼーション（Americanization）が、グローバル・スタンダードとなっていった。北朝鮮はアメリカに対する敗北を認めず、アメリカの価値観によって統一された世界には参入できなかった。北朝鮮は孤立の道を進んだのではなく、ただ時代の流れについていくことができないまま、結果として孤立という状態に陥ってしまったと捉えるべきであろう。経済的な孤立、困窮もこうした文脈から理解することも可能である。

※59：塚本前掲書、152頁、オーバードーフ前掲書、297-300頁など。

※60：塚本前掲書、154-157頁。

※61：「外務省：第4回六者会合に関する共同声明（仮訳）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/ks_050919.html）、2009年2月2日アクセス。

北朝鮮は同盟の喪失と環境整備の不備による「国際的孤立」を打開するために、核による自強を選択した。そのために、国連による経済制裁を受けるなど、国際社会からの孤立と経済的困窮を深めることとなってしまった。この悪循環が、北朝鮮の孤立と核を際立たせてしまっている。ではこうした状況は、北朝鮮に特有の現象なのだろうか。

第三章 核開発政策の国際比較

核兵器の保有に関しては、大きく3つに分けられる。第一はNPT体制下に置いて核保有を認められている国であり、アメリカ、ロシア(旧ソ連)、イギリス、フランス、中国である。第二は、NPT体制から離れて核兵器を保有する国であり、インド、パキスタン、北朝鮮、そしておそらくイスラエルがこれに含まれる。イランもこのグループに含めるべきだろう。第三は、NPT体制下において核保有を放棄した国、つまり核を保有していない国である。上記の計10カ国以外の残りの国はこれに含まれる。

倫理面から北朝鮮の核保有を批判するならば、全ての核保有国および核保有を目指した国を非倫理的としなければならない。また、北朝鮮の核保有の非倫理性からの国際的孤立を述べるならば、それが北朝鮮に特有の現象であることを証明しなければならないだろう。そこで、安全保障の基本三政策および「国際的孤立」と「貧困」をキーワードとしながら、安全保障政策として核保有を選択することは必ずしも北朝鮮に限ったことではないことを論じていきたい。

第一節 核計画を断念した国々

第三のグループの中には、一度は核兵器の保有を企図したものの、途中で断念した国もある^{*62}。

先の大戦時には、日本およびドイツが核兵器の研究・開発に取り組んでいる。

スイスでも核開発計画が存在していたが、冷戦終結に伴って、核計画は放棄されている^{*63}。永世中立国であるスイスは国防は同盟に頼ることはできないため、自強の追求が必要とされる。核計画放棄の理由は、冷戦の終結によりソ連の脅威が解消されたためとされる。環境の改善(積極的な整備ではないが)によって、安全保障が確保されたことが理由となっている。スウェーデンも1950年代から冷戦において中立を保つために核兵器の保有を目指したという。大国の圧力によって核計画を中止し、1970年にNPTを批准している^{*64}。

中華民国(台湾)は開発の直前までいったものの、アメリカの反対で失敗に終わっている^{*65}。中国(中華人民共和国)の核開発を意識したものであるのは間違いない。韓国も1970年代に朴正熙大統領のもと、核開発を目指していたことはよく知られている^{*66}。これもアメリカの反対によって頓挫したが、朴正熙は核保有できれば「金日成はあえて南に侵攻することはできなくなる」と語ったという^{*67}。

※62：本節で論じる国の他に、ウクライナにも核兵器が存在していたことが指摘されている。しかしこれはそもそもソ連が当該地域に配備していたものが、ソ連解体に際して回収されていなかったものであり、ウクライナが開発したものではない。よって本稿では論じないこととする(新井弘一「ウクライナの核問題」、今井隆吉・田久保忠衛・平松茂雄「ポスト冷戦と核」(勁草書房、1995)所収、111-128頁)。なお、ウクライナに存在していた戦略核兵器は1996年に全量がロシアに移管されたとされている(末澤恵美「ウクライナの核廃絶」『スラブ研究センター研究報告シリーズ：No.68 ウクライナの現代政治』(<http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicn/68/68-1.pdf>)、2009年2月4日アクセス。また、2001年11月にはロシアのプーチン大統領(当時)から、ウクライナに配備されていた旧ソ連の核弾頭の撤去が同年10月に完了した旨、発表された「ウクライナの全核弾頭廃棄完了：プーチン・ロシア大統領声明」『朝日新聞』、2001年11月14日。

※63：「スイス、核開発計画あった 終戦直後の45年、冷戦緩和で88年中止」『朝日新聞』、1998年8月7日。

※64：「1950年代、核兵器保有を計画—スウェーデンが報告書」『毎日新聞』、2001年4月1日。

※65：「台湾：陳総統、過去の核開発認める：初の公式表明」『毎日新聞』、2007年10月29日。

※66：オーバードーフ前掲書、89-95頁。

隣国同士であるブラジルとアルゼンチンは1970年代後半、お互いへの対抗心から核兵器の開発に乗り出したといわれる。1988年にブラジルが、1990年にアルゼンチンが相次いで核計画の放棄を宣言している。

南アフリカ共和国は1970年代半ばから核開発を始め、1980年代に6発の原爆を完成させた。当時の南アフリカはアンゴラ内戦に介入していたことから、アンゴラを支援するキューバが南アフリカに侵攻する可能性があり、その防衛のため核を欲したといわれる。また、アパルトヘイトによって国際的に孤立をしていた時期でもある。そして、1989年デクラーク大統領は就任直後に核の全廃を決意したという。核兵器の解体は秘密裏に行われ、1993年に国民議会で、大統領から核兵器宣言が出された。

リビアは2003年12月に核開発を認めた上で、即時かつ無条件の廃棄を表明し、またIAEAによる査察を受け入れた。もともと米国との関係が極めて悪く「ならず者国家」とされ、またテロ支援国家指定をされていた。こうしたことから核開発に乗り出したものと考えられる。しかし2003年を機に米国と国交を回復、テロ支援国家指定も解除されている。

第二節 独自路線を歩む核保有国

では、実際に核保有を行った国はいかなる動機で核保有を目指したのだろうか。核保有を実現させた当時を振り返りながら、特に核保有の後発国であるフランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、イランを検討してこととする^{※68}。

フランス

1958年に大統領に就任したシャルル・ド・ゴール（Charles André Joseph Pierre-Marie de Gaulle）の強いリーダーシップの下、核開発が進められ、1960年2月フランスは原爆実験を成功させる。そして1964年にはミラージュIV爆撃機を運搬手段とする核戦力配備を実現、1968年には水爆の実験にも成功する。

ド・ゴールは核開発について、以下のように述べている。

フランスの国防はフランスのものでなければならぬ。・・・大切なことは、この国防がフランス自身のものであり、フランスが自分の欲する方法で自ら防衛することである^{※69}。

自主独立の前提として、抑止力を持つことが必要だ。フランスは抑止力を持つべきである。米国の指揮下にあるNATOからフランスを離脱させる。軍事以外の大西洋同盟は維持する。(中略)フランスを核武装して、なにものに対しても、ひどい傷を負うことなしに、フランスを攻撃できぬようにさせる^{※70}

※67：オーバードファー前掲書、95頁。

※68：本来であれば核保有国全てを検討するべきであろうが、紙面の都合からアメリカ、ソ連、イギリスは除外することとした。以下にその理由を簡単に述べておく。アメリカの核開発の動機は第二次世界大戦における軍拡競争の一貫から理解されるべきであり、ソ連のそれはアメリカとの対抗上から必要とされた。イギリスはそもそもアメリカの核開発に深く関与しており、そのためアメリカから技術提供を受ける形で核開発を実施している。1952年のイギリス核保有後、翌1953年のアイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力」演説を契機として、核拡散防止が検討されるようになった。この米ソ英による核の独占に反発する形でフランス、中国の核開発が推進され、中国の核開発が完了した後にNPT体制が確立している。こうしたことから仏中両国を核の後進国の第一グループとし、それ以降の核保有国について検討する。

※69：外添要一「フランス」、有賀貞・宇野重昭・木戸蒼・山本吉宣・渡辺昭夫編「講座国際政治2 外交政策」（東京大学出版会、1989）所収、240-241頁。

※70：シャルル・ドゴール著、朝日新聞外報部訳「希望の回想」（朝日新聞社、1971）。

フランスのこうした姿勢は「大国（願望）主義」と批判されることもあるが、アメリカとの同盟による安全保障の確保に信頼を置けなかったことも一因だろう^{※71}。この時のフランスは、「ド・ゴール主義」の時代であった。ド・ゴールの国際政治観は「国家の独自性」に象徴される。彼はフランスの安全保障を他国、とりわけアメリカに依存することをよしとせず、自らの安全保障は自ら確保することを目指した。そして1966年には北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organization; NATO)からフランス軍を脱退させてまで^{※72}、フランスの独自性を保とうとするのである。

中国

一九六四年十月十六日十五時、中国は一個の原子爆弾を爆発させ、成功裏に第一回核実験をおこなった。これは中国人民が国防力を強化し、アメリカ帝国主義の核恐かつ、核威かく政策に反対する闘争のなかでかちとった大きな成果である。

自国の防衛はいかなる主権国家にとっても剥奪することのできない権利である。世界平和の擁護は平和を愛するすべての国家の共同の責任である。日ましに増大するアメリカの核威かくに直面して中国はじっと手をこまねていることはできない。中国が核実験をおこない、核兵器を開発するのは、せまられてよぎなくするものである。

初めての核実験に成功した際、中国はこのように述べた^{※73}。これにより中国は悲願の自主国防が実現する。中国がこうした認識に至ったのには、どのような要因であったのだろうか。

冷戦初期、また中華人民共和国の建国当初、中国の安全保障戦略の中で重要な位置を占めたのはソ連との同盟であった。朝鮮戦争を契機として、米中対立は構造化する。米国は日本をはじめとし、韓国、台湾、東南アジア諸国に軍事同盟網を整備し、対中封じ込め政策を行う。中国はアメリカが朝鮮半島、台湾、そしてインドシナ半島から中国を脅かそうとしていると理解する^{※74}。中国の周辺、特に東部から南西部にかけての沿海部には、アメリカの脅威が恒常的に存在することとなるのである。

では中国はこうした周辺環境の不整備に対して、いかにして安全保障の確保を目指したのか。中華人民共和国建国直後、中国国土は長期間にわたった対日戦争および国内戦の影響によって荒廃しており、経済的基盤はほとんど整っていなかった。中国は空・海において圧倒的な軍事力を持つアメリカと対峙しなければならず、また陸路からのアメリカの侵攻も警戒せねばならなかった。しかし、抗日戦争および国内戦において活躍したゲリラ部隊を陸軍歩兵に転用することができたとしても、近代的な陸軍、空軍、海軍を建設するに足る経済と工業は存在しない。軍事力、経済力を含め、自強による安全保障の確保はほぼ不可能だったのである。こうしたことから、中国はソ連と「中ソ友好同盟相互援助条約」を締結、またソ連を中心とする共産圏から経済再建に必要な援助を取り付ける^{※75}。「向ソ一辺倒」というソ連との同盟による対米安全保障の確保およびソ連の庇護下における経済建設を目指したのである^{※76}。

※71：梅本哲也「核兵器と国際政治1945-1995」(日本国際問題研究所、1996)、75-76頁。

※72：1966年にフランスが脱退したのはNATOの軍事機構についてであり、政治機構には継続して加盟している。その後、1995年にシラク大統領が軍事機構への復帰を示唆したものの実現はすることなく、2007年サルコジ大統領が復帰を示唆し、2008年6月には正式に復帰することを表明、2009年4月のNATO創設60周年記念に併せて復帰する予定である。

※73：日本外交主要文書・年表(2)、525-527頁。

※74：朱建榮「毛沢東の朝鮮戦争」(岩波書店、1991)、64-65頁。

※75：石井明「中ソ関係——巡った紛争サイクル」、岡部達味編著「岩波講座現代中国第六巻 中国をめぐる国際環境」(岩波書店、1990)所収、163-167頁。

※76：1949年9月29日、臨時憲法に当たる「中国人民政治協商会議共同綱領」が採択され、外交政策に関しては「まず第一にソ連・人民民主主義諸国家および各被圧迫民族と連合して、国際的な平和民主陣営の側に立って、共同して帝国主義の侵略に反対し、世界の恒久平和を保障するものである」と謳われた(朱建榮「毛沢東のベトナム戦争」(岩波書店、2001)、28頁)。

しかし、こうした中ソ蜜月は短期間で終わりを告げる。1950年代末から、第二章で述べたように中ソ対立が深刻化するのである。1959年ソ連は、1957年に調印した国防新技術協定において約束されたソ連から中国への核兵器サンプルの提供の実質的な延期を通告し、また中印国境紛争においても中国の味方をしなかった。これに対し、翌1960年に中国が公開批判を行ったことで、中ソ論争が表面化していく。1960年6月に開催された社会主義国家共産党・労働者党代表者会議においてソ連のフルシチョフは中国を批判、さらに7月には在中ソ連人技術者を引き上げ、科学技術協力プロジェクトの破棄を表明し、さらには新疆では両国国境警備隊の最初の衝突が起こる。1960年末から1961年初頭にかけて、対立緩和のために両国は交渉を重ね、ソ連から対中援助が再開されることとなった。しかし1961年後半から中ソの論争は再び激化していく。

ベトナム戦争が激化する契機となった「トンキン湾事件」直前の1964年5月から、中国では毛沢東を中心に軍事戦略が見直されることとなった。特に重視されたのは、経済政策の重点を国防分野にシフトすること、通常兵器の改良とともに核・ミサイル開発を加速すること、そしてソ連との決裂に備えることであった。「十三陵ダム会議」と称される中央工作会議において毛沢東は「これからの戦争に、ソ連修正主義はもはや当てにならない」と述べ、ソ連との同盟を根幹に据えた安全保障戦略を調整する。そのみならずソ連との対決まで視野に入れた軍事戦略の構築を目指した^{*77}。中ソ対立は決定的なものとなり、中国はソ連と接する北部においても深刻な脅威に直面することとなり、周辺環境はほぼ全方位に安全保障の懸念を抱くことになる。同時に、ソ連との同盟が破たんした以上、自強による安全保障の確保が急務の課題となっていく。

また、中国経済はソ連の援助に依るところが大きかった。中ソ関係の破たんは、経済にとっても極めて深刻な問題となる。中国は1958年の大躍進運動に失敗、1959年からは天災が続いたこともあり、国内経済は疲弊しきっていた^{*78}。劉少奇と鄧小平が中心となって経済の立て直しをはかり、それがようやく一定の成果をあげたのが1965年であった^{*79}。このような状況の中で、中国は独自の核保有を目指したのである。

中国では建国と前後し、毛沢東をはじめとして盛んにアメリカ及びその原子爆弾は「張子の虎」であり、原子爆弾では「戦争の勝敗を決定できない」と宣伝される。1957年に毛沢東が訪ソし、出席した12カ国共産党・労働党指導者会議でも「原子爆弾は張子の虎」との演説を行っている。

しかしそれは中国の「原爆恐怖症」が相当重かった裏返しと言えよう^{*80}。朝鮮戦争における中国義勇軍の「出兵」に際しても、軍備に優るアメリカを恐れる心理を取り除く「恐米病」排除のための政治思想動員をしなければならないほど、軍内の対米厭戦気分が蔓延していた^{*81}。ソ連との同盟においても一つの重要な要素は米国の核に対するソ連の「核の傘」であった。

こうした中で、中国が核保有を選択したのは、1955～56年であると言われる^{*82}。この時期はソ連との関係が悪くなく、そのためソ連から核技術の援助を受けることとなっていた。先に述べた国防新技術協定が1957年に締約されたが、この中で特に重要だったのは核兵器のサンプル供与を受けることであった。結局、中ソ関係が悪化し、ソ連からの核技術の供与は実現しなかった。しかし中ソ関係が悪化し、

※77：朱前掲書、74～81頁。

※78：少なく見積もっても、餓死者が1500～2000万人発生したと言われており、4000万人程度だという説もある。農業で見てみれば1957年水準まで回復するのが1977年であったという（毛利和子「新版 現代中国政治」(名古屋大学出版会、2004年)、46～48頁)。

※79：同上。また、木下恵二「中華人民共和国史」、家近亮子・唐亮・松田康博編著「5分野から読み解く現代中国 一歴史・政治・経済・社会・外交」所収、28～34頁。

※80：平松茂雄「中国と朝鮮戦争」(勁草書房、1988)、91～93頁。

※81：朱建栄「毛沢東の朝鮮戦争」、162～167頁。

※82：平松茂雄「中国の安全保障戦略」(勁草書房、2005年)、133頁。

アメリカの核だけでなくソ連の核も脅威となったからこそ、中国は核開発に本腰を入れざるを得なかったのである。1963年、中国のスポークスマンは、「たとえ百年かかっても、中国は原爆をつくる努力をする。中国はソ連指導者に向かって頭を下げることはしない。アメリカ帝国主義の核恫喝の前で土下座することもなし」と述べている^{※83}。

もう一点、述べておきたい。1963年、中国外交部長の陳毅は「中国人はたとえズボンをはかなくても、核兵器をつくってみせる」と述べた^{※84}。上述したような経済的な困難においても、核開発を推進するとの決意である。前述したように、核開発は費用対効果が高い。経済力・技術力において米ソに劣る中国が、通常兵力において米ソの軍事技術拡張競争と渡り合い、同時に広い国境線を全て十分に防衛しうるには（特に中国は国境を接するほぼ全ての地帯に紛争ないしは脅威を抱えていた）、相当な財源・資源が必要である。だからこそ、建国当初はソ連からの軍事援助に頼っていたのであり、また、ただでさえ経済建設が捗々しくない状況において、通常兵器による自強政策の実現は不可能だったのである^{※85}。

インド

インドは、1962年に中国との国境紛争に敗れる。これによって中国との関係が悪化し、中国に対する脅威認識を高めた矢先の1964年、中国が核実験を実施する。1971年には三度目のパキスタンとの紛争を戦い、これに勝利をするもパキスタンによる対ソ抑止が弱体化するのを警戒したアメリカによる介入を受ける^{※86}。こうしてインドは北から中国の、西からパキスタンの^{※87}、南のインド洋からアメリカの圧力を受けることとなる。こうした状況において、インドは1974年に「平和利用」のための「仏陀の微笑」と名付けられた核実験を実施するのである^{※88}。

インドはそもそも NPT に加盟していない。国連加盟国で NPT に加盟していないのは、パキスタン、イスラエルと併せて 3 カ国のみである^{※89}。NPT が「1967 年 1 月 1 日以前に核兵器を生産し、核兵器あるいは核爆発装置を爆発させた国」にのみ核兵器保有を公認することに対して、「核のアパルトヘイト」であるとして反発したためである。同様の理由から包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty；CTBT）も反対しないものの、公式には受け入れない。こうしたインド政府の核保有に関する政策は、インド国民から圧倒的な支持を集めているようである^{※90}。他方で、こうした姿勢により欧米及び日本から政府開発援助（Official Development Assistance；ODA）停止などの経済制裁の対象となっている。

もう少しインドの国際関係を見てみよう。インドはアジアやアフリカの新興独立国の盟主である一方、

※83：伊藤貫「中国の「核」が世界を制す」（PHP研究所、2006）、180-182頁。

※84：同上。

※85：平松前掲書、132頁。

※86：西脇文昭「インド対パキスタン 核戦略で読む国際関係」（講談社現代新書、1998）、45-47頁。

※87：インドとパキスタンは、建国時から対立を抱えており、それは宗教面（ヒンドゥーとイスラム）、領土面（カシミール問題）など、構造的なものとなってしまっている。パキスタンの経済力はさほど高くなく、人口もインドと比べれば少ないため、総合国力ではインドが優る。しかしながらパキスタンはアメリカがソ連を抑止するための地政学的な要所であり、とりわけ1979年のソ連によるアフガニスタン侵攻は隣国パキスタンの重要性を向上させる。こうしたことから、パキスタンはアメリカから高性能兵器の提供を受けており、量的に優っている、質的な面でパキスタンの脅威は存在したのである（西脇前掲書、49頁）。また、インドは東部においてバングラディッシュに接しているが、これはそもそもパキスタンの飛び地であり、そのためインドは東西をパキスタンの脅威に挟まれていた。インドは1971年の印パ紛争に勝利し、バングラディッシュとして独立させ、片方の脅威の解体に成功する。

※88：森本敏「南アジアの軍備管理」、日本国際問題研究所編「南アジアの安全保障」（日本評論社、2005）。

※89：北朝鮮は2003年に脱退を宣言したが、NPTはこれを承認していない。そのため北朝鮮がNPTを脱退したと言えるかどうかは議論の余地が大きい。

※90：西脇前掲書76-79頁。また、賀来弓月「インド現代史 独立50年を検証する」（中公新書、1998）、278頁。

非同盟主義を標榜し、東西冷戦から距離を置いた。パキスタン問題も相まって、アメリカとの関係は必ずしも良好とは言えなかった。こうしたことからインドはソ連との連帯を選択した^{※91}。ソ連の崩壊に伴って外交関係を調整はしたが、孤立主義とまでは言わないまでもいわゆる西側の論理とは軌を一にしない存在であったことは間違いない^{※92}。安全保障の基本三政策から検討してみよう。非同盟主義のインドはソ連との連帯があったとしても核の傘の提供を受けるまでではなく、またそれも欲していない。環境整備という観点から見れば、既に明確に存在している中国との対立、またパキスタンとの対立によってそれは破綻している。中国の核保有は環境整備の難しさにさらに拍車をかけたことだろう^{※93}。そうしたとき国家の安全保障を確保するためには自強を目指す他はなく、中国の核保有と対抗するためにはインドも核を必要としたのである。その手段を追求した結果として、国際的な核管理の枠組みからは「孤立」することとなる。

経済面から見てみよう。インドは、「発展途上国」の地位を永続的なものに行っているようである。現在、確かに BRICs としてその経済成長が注目されているが、所得配分は不平等であり、一人当たり所得は極めて低い水準である。カースト制という文化的背景も相まって構造的な格差が存在する。こうした貧困問題は、1974年の核兵器開発当初はなおさら深刻であった。1970年代まで全国レベルの貧困人口比率は50%前後が常態であり、ときには60%を越える年もあった^{※94}。とりわけ1960年代から70年代は中国、パキスタンとの紛争が続発する時期であったことも影響し、貿易赤字が大幅に拡大、慢性的な外貨危機に陥った。また1965、1966年は大飢饉も発生するなど、極めて厳しい状況にあった^{※95}。インドが核開発を進めた時期はこのように経済的な貧困の最中だったのである。

パキスタン

パキスタンが核実験を行ったのは1998年5月のことである。パキスタンが核開発を始めたのは1972年からと言われ^{※96}、1974年にインドが核実験を行うと開発は本格化する^{※97}。

もしインドが核爆弾を製造したら、われわれはたとえ草や葉っぱを食べてでも核爆弾を持つしかない。それ以外にパキスタンの選択肢はない。

1965年の第二次印パ戦争敗戦後に、パキスタン人民党のズルフィカル・アリ・ブット党首の言葉とされている^{※98}。こうしたインドに対して安全保障を確保する手段の獲得こそが、パキスタンが核開発に乗り出した要因である。

※91：兵藤長雄「ロシアと南アジア」、日本国際問題研究所編前掲書所収、120-123頁。

※92：ブルネンドラ・ジェイン「日本のアジア太平洋政策とインドの戦略」、猪口孝編『日本のアジア政策—アジアから見た不信と期待』(NTT出版、2003)。

※93：こうした認識は、現在に至るまで継続されているようである。例えばインドのバジパイ政権時のフェルナンデス国防相は「中国は潜在的脅威ナンバー・ワンである」と発言、バジパイ首相自身もニューヨークタイムズ紙に経済する形で、インドに対する中国の脅威を述べている(高木誠一郎「中国と南アジア」、日本国際問題研究所編前掲書所収、96-97頁)。

※94：澤田康幸「インド・パキスタンにおける貧困問題について」、財団法人国際通貨研究所「財務省嘱託 南アジア経済研究会」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou030e.htm>)、2009年2月2日アクセス。

※95：小林俊二「南アジア情勢の展開と日本」、日本国際問題研究所前掲書所収、18頁。

※96：西脇前掲書、94頁。Foreign Affairs and National Defense Division, Environmental and Natural Resources Policy Division, "India-Pakistan Nuclear and Missile Proliferation: Background, Status, and Issues for U.S. Policy," CRS Report for Congress, December 16, 1996, pp. 25-26.

※97：例えば、パキスタンの核開発の中心人物であるアブドゥル・カディール・カーン (Abdul Qadeer Khan) 博士が欧州留学から帰国し、パキスタン国内でウラン濃縮活動を開始したのが1975年である(吉田前掲書、7-36頁)。

※98：西脇前掲書、25頁。なおブットは後の大統領であり、インドの核実験を受けてパキスタンの核開発を推進したと言われる。

日本がもし核兵器を持ち、核を使う能力があったら、広島、長崎に原爆は落とされなかっただろう。

核実験直後、パキスタンのシャリフ首相が朝日新聞に語った言葉である^{※99}。安全保障の確保のため、また核保有国との間で抑止力を確保するために、自らが核保有をするすることは十分に支持されるのである。

パキスタンのインドに対する脅威認識は根深い。1947年、イギリスから旧英領インドが独立するとき、ヒンドゥー教徒を中心とするインドと、イスラム教徒を中心とするパキスタンとが分離した。そして両者ともに領有を主張するカシミールをめぐる三度の戦争を戦い、そして三度とも敗れた。小規模な衝突は、それこそ無数に起こっている。

ここでパキスタンの国際関係を検討しておこう。中国とは対インド関係から、「全天候型友好関係」と呼ばれる良好な関係を築いた。建国直後のパキスタンは東南アジア条約機構（The Southeast Asia Treaty Organization；SEATO）に加盟し、米国よりの政策を打ち出していたために中パ関係は疎遠であった。しかし1962年の中印紛争から互いの重要性に気づいた両国は1963年には早々に国境協定を締結し、翌年には中国から周恩来が訪パ、1965年の第二次印パ戦争においても中国はパキスタンを支持する。米中和解に際して、パキスタンは米中のコミュニケーションの仲介役を務めている。ソ連のアフガン侵攻に際しても中国はパキスタンに軍事援助を提供している。中国からパキスタンに向けて1989年には原子力発電所を売却^{※100}、1991年には原子力発電所と核技術の提供に関する協定を締結するなど、中国はパキスタンの核開発にも協力している^{※101}。中パ関係は非常に多層的な友好関係となっているのである。

アメリカはソ連に対する対抗上、戦略的に重要なパキスタンとの関係を重視し、1954年には相互防衛援助協定を締結している。しかし、核とアフガニスタンをめぐる米パ関係は乱高下する。1972年にパキスタンが核開発に乗り出すと、アメリカのカーター政権は1979年にパキスタンにグレン・サイミントン修正条項^{※102}を援用し、パキスタンへの援助を停止する。しかしソ連がアフガニスタンへ侵攻すると、隣国であるパキスタンと関係を改善する必要に迫られ、援助停止を撤回したのみならず軍事援助を再開する^{※103}。それは1985年にプレスラー条項^{※104}を制定し、パキスタンの核に限定した援助停止のための法整備をしたにもかかわらず、レーガン政権は明確な証拠がないとの理由で、この条項を適用しようとはしなかった。しかし1989年にソ連がアフガニスタン介入を終了させ、そして冷戦が終結するとアメリカの対パキスタン姿勢は再度一変する。1990年からプレスラー条項を厳格に適用し、パキスタンへの援助を停止する。パキスタンはこのアメリカの援助停止を受け、核開発を一旦は停止するものの、結局は1998年のインドの核実験に対抗する形で核実験を行う。アメリカは核拡散防止法に基づいてパキスタンへの援助停止、経済制裁を実施する。ところが2001年のいわゆる911テロ、それに続くアフガニスタン攻撃を受け、アメリカは再度パキスタンへの制裁を撤回するのである。

こうしたパキスタンと米国、中国との関係は、それぞれの必要性からして、十分に良好なものであ

※99：吉田前掲書、207-208頁。

※100：西脇前掲書、34頁。

※101：高木前掲論文、91頁。

※102：アメリカが1961年に制定した対外援助法に、1977年に追加して定めたものであり、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency；IAEA）の査察を受けずにウラン濃縮技術を得た国に対するの援助を行わないことを定めている。

※103：伊豆山真理、小川伸「インド、パキスタンの核政策」『防衛研究所紀要』第5巻第1号（2002年8月）、47-48頁。

※104：1985年に対外援助法に追加したものであり、パキスタンが核爆発装置を保有していないことを条件に軍事支援を行うことを定めている。

たと言えるだろう。しかし中国との関係で言えば、あくまで外交的な友好関係であって、インドに対する軍事的な同盟にはなり得なかった。実際、パキスタンが核実験を実施する直前に中国と会談しているが、その際に中国はパキスタンが求めた核の傘の提供を断ったという^{*105}。アメリカとの関係で言えば、ソ連、アフガニスタンを睨んだ友好であって、インドに対するものでは決してなかった。援助もあくまで印パの均衡を保つために必要十分な軍事援助にとどまるものであり、言うなれば印パ戦争を「惨敗」から「敗北」に引き上げるレベルに過ぎず、決して「勝利」を導くに足るものではなかった。それではパキスタンを満足させ、信頼させるものにはなりえなかったのである。

環境整備が全く行われていない訳ではない。両者間の対話は断続的に行われている。また南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation ; SAARC) が設立され、1985年から年に一回首脳会議を開催している。しかし政治的な対立が激しく、1990年代以降は政治協力を棚上げし、経済協力が進められている^{*106}。この枠組みが印パの対立を緩和するために十分に機能することは難しいだろう。

経済面から見てみよう。現在のパキスタン地域は旧英領インド時代、後進的な地域であった。建国直後からのインドとの軍事的対立は、年率9.2%もの防衛費の伸びを必要とした。1958年から1988年までの経済成長率は5～6%と、比較的良好な数値を示したが、債務の金利支払いが年率15.2%となるなど財政赤字が増加し、公的債務は対外、国内あわせてGDP比80%を越えるに至った^{*107}。1988年に民主化した後も、経済立て直しをはかるものの、1999年までの年平均成長率は4.1%とふるわなかった。貧困人口比率を見てみよう。1970年代の明確な統計がないため確実に述べることは難しいが、世界銀行の調査によると、1987年時点で49.63%、核実験の直前である1996年時点で30.96%であったという^{*108}。こうした経済的困難さが、1990年のプレスラー条項適用の際に、パキスタンの核開発を凍結させたのである。

しかしこうした経済的困窮にあってもなお、また事前に日本やアメリカから援助を絡めた説得が盛んに行われたにもかかわらず^{*109}、1998年5月、パキスタンは核実験を実施した。1998年のインドの核実験が、いかにパキスタンの脅威認識を増大させたかを窺い知ることができよう。

イスラエル

イスラエルは上述のようにNPTに加盟をしておらず、また核兵器の保有がほぼ確実視されている。例えば2006年12月5日、米国防長官に就任する直前のロバート・ゲーツが、米上院公聴会において、「(イランが核開発を進めるのは)核保有国に囲まれているからだ。東にパキスタン、北にロシア、西にイスラエル、バルシャ湾には我々がいる」と述べており、事実上、イスラエルを核保有国として扱っている^{*110}。しかしながら、イスラエルのベレスと区別副首相は「イスラエルは核保有をこれまで確認したことはない」とのコメントを出している^{*111}。

イスラエルは、その国の成り立ちを含め、周辺環境の整備は極めて難しい。1948年の独立宣言以来、

*105 : STEPHEN KINZER "Pakistan Tells U.S. Delegation It Has Not Decided on Nuclear Tests", The New York Times on the web, May 16 1998 (<http://www.nytimes.com/library/world/asia/051698pakistan-us.html>) ..

*106 : 広瀬崇子「南アジアの紛争と協力」、黒柳米司他「国際情勢ベーシックシリーズ② 東南・南アジア/オセアニア」(自由国民社、2001)所収、247-249頁。

*107 : 小田尚也「パキスタン経済の現状と問題点」、財団法人国際通貨研究所「財務省囑託 南アジア経済研究会」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou030c.htm>)、2009年2月2日アクセス。

*108 : 小林前掲論文。

*109 : 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター「インド・パキスタンの核実験—内容、目的、動機および国際社会の反応—」(<http://www.cpdnp.jp/pdf/kenkyu/sasia.PDF>)、2009年2月2日アクセス。

*110 : 「イスラエルの核保有」公表」米次期国防長官「朝日新聞」、2006年12月9日。

*111 : 「イスラエル：秘密の核保有を米ゲーツ氏が“公表”騒動に」『毎日新聞』、2006年12月9日。

第一次中東戦争を皮切りに、エジプト、イラク、レバノンと戦争ないしは武力衝突し、国境を接する全ての国と武力衝突を体験している。エジプトとの間には和平が実現したものの、それでもなお地域において孤立しているのが現状である^{*112}。イランとの関係も極めて深刻であり^{*113}、現在ではこれを理由に米国から軍事支援を受けている^{*114}。

イラン

イランは1970年のNPT発足時から加盟している。しかし2002年ワシントンにおいて、イランが秘密裏に核開発を進めていることが、反体制派のイラン抵抗国民会議代表によって暴露された。これを機にイランと国際社会との間で核を巡る対立が深刻になっていく^{*115}。

これまでの国々とイランとの相違点は、イランが一貫して核技術の開発は平和利用目的であることを主張し、兵器の開発については否定していることである^{*116}。このような主張に反論するデータがIAEAから提示されており、そのためイランの核活動において不確実性を除去するための必要な透明性が確保されていないと非難している^{*117}。またアメリカのNational Intelligence Estimateから、2003年秋に中止をしたもののそれまで核兵器の開発を行っており、また依然としてその選択肢は残っているとの報告書が提出されている^{*118}。

イランの国際関係及び安全保障環境を簡単に検討してみよう。第一に1979年のイスラム革命、またアメリカ大使館占拠事件以降、アメリカとの関係が非常に悪い。1980年に国交断交およびアメリカによる対イラン経済制裁が実施され、また1984年にテロ支援国家指定を受けている。ブッシュ政権においては「悪の枢軸」に位置づけられており、その後も継続して「ならず者国家 (rogue state)」として扱われている。イランからは関係改善のメッセージが送られることもあるが^{*119}、核問題を含め、関係改善の目処は立っていない。第二にイスラエルとの関係が極めて悪い。基本的にイスラエルの存在を否定し、関係改善の意志もない^{*120}。アフマディネジャド大統領は故ホメイニ師の「イスラエルは地図上から抹消されるべき」との発言を繰り返しており、またハマス主導のパレスチナ政府に対する資金を含んだ援助を行っているとされる。第三にイスラム教内における宗派対立からくる周辺諸国との緊張である。イランは伝統

※112：この問題については、森戸幸次『中東百年紛争 パレスチナと宗教ナショナリズム』（平凡社新書、2001）、および立山良司『パレスチナ問題』『国際情勢ベーシックシリーズ③ 中東』（自由国民社、1994年）所収などを参照。

※113：「イラン、ミサイル部隊を新設へ」『日本経済新聞』、2008年5月27日、また「イランがミサイル試射 射程最大2000キロ、イスラエルけん制」『日本経済新聞』、2008年7月10日などを参照されたい。

※114：「米国、イスラエルに早期警戒レーダー供与 イラン攻撃に防衛」『日本経済新聞』、2008年9月30日など。

※115：当初はEU3（英仏独）を中心に対イラン交渉が行われたが、事態は悪化の一途をたどる。2003年12月にはIAEA理事会によってイランに対する非難が発表され、2005年に大統領に当選したアフマディネジャドは核開発の続行を宣言、2006年1月には実際にウラン濃縮活動の再開をIAEAに通告、4月にはアフマディネジャドが「核技術保有国グループの一員となった」と発表する。同年7月、国連安保理はイランに核開発中止を求める決議1696を採択し、これには期限までに核開発中止をしない場合、制裁措置を検討することまで盛り込まれた。しかしながらイランは核開発を続行、IAEAとの交渉も進展しないまま、12月23日安保理においてイランに対する制裁決議案が全会一致で採択、2007年3月、2008年3月にも追加制裁決議が採択される。現在ではEU3に米中露を加えた六カ国との間で交渉が行われているが、なお解決への見通しはついていない。イランの核開発に関しては、テレーズ・デルペシュ『イランの核問題』（集英社新書、2008）を参照されたい。

※116：例えばアラグチ駐日イラン大使は2008年12月5日、東京で公演した際に、「核兵器は無用の長物。イランの安全保障上不要であり、イスラムの教えにも反する」と全面的に否定している「日本財団 HP (http://www.nippon-foundation.or.jp/org/blog_mg/2008/2008120901.html)」、2009年1月28日アクセス。

※117：IAEA “Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran” (<http://www.isis-online.org/publications/iran/IAEAreport14November2006.pdf>)、2008年1月28日アクセス。

※118：National Intelligence Estimate, “Iran : Nuclear Intentions and Capabilities”, November 2007 (http://www.dni.gov/press_releases/20071203_release.pdf)、2008年1月28日アクセス。

※119：例えば「イランと米国 直接対話を進める時に」『毎日新聞』、2008年2月18日。

的にシーア派が大勢を占める地域であったが、1979年のイラン革命以降、より傾倒するようになっている。なお中東地域においてシーア派が人口において多数を占め、かつ政権を担う国は2009年1月現在イランとイラクのみであるが^{※121}、イラクはフセイン政権までスンニ派政権であったこともあり、1980年から8年に渡る戦争を経験した。サウジアラビアはワッハーブ派という非常に厳格な宗派を国教としており、シーア派、イランを異端視している。パキスタンはワッハーブ派の影響を強く受けるデオバンド派が強く、またアフガニスタンのタリバーンもデオバンド派である^{※122}。イラン・パキスタン関係は、パキスタンがインドとの対立を優先しているため、後背地であるイランとの関係を重視する外交姿勢により友好関係が築かれているようである。パキスタンはこうした友好関係からイランに対して核技術の提供をしているものの、パキスタンの核実験を巡るイランの感情は複雑なものがあるようだ^{※123}。イランが中東各国内のシーア派を支援していることも、スンニ派が優勢な国は快く思っていないようである。第四に領土問題が少なくない。ペルシャ湾における島々の領有権を巡るアラブ首長国連邦との対立、またカスピ海における境界問題も未決である。イラクとの間でも国境問題が存在している。第五にEU諸国との間でも軋轢が存在する^{※124}。そのためイランを取り巻く緊張にEUが仲介に入ることもあるが、交渉が難航するケースも少なくない。

イランは周辺環境及び国際環境の改善を目指した外交も行っている。例えば1990年には「悪魔の詩」を巡って国交が断絶したイギリスと復交し、また湾岸戦争においても国連の安保理決議を支持している。その後、1987年に国交断絶していたサウジアラビアとも復交し、湾岸協力会議諸国との関係も改善している。1990年代にはソ連崩壊後のイスラム系諸国と国交を樹立し、経済協力を行っている。隣国イラクとは1990年に国交を回復している。

こうしたことから国際的に見て孤立とまでは言えないものの、決して対立が少ないとも小さいとも言えない。周辺環境も改善してはいるものの必ずしも良好とは言えず、特に宗派対立は非常に根深い。安全保障政策では同盟に依拠することは難しい。上述のゲーツの発言にあるように、核兵器の開発に取り組んでいるとするならば、それは自強として選択したものであると言えるだろう。

もう一点、経済問題について言及しておきたい。イランは石油埋蔵量世界2位という石油産油国であるが、石油の利益配分が偏り、そのため貧富の差が拡大していると言われる。失業率が15%超、インフレ率も20%超で給与上昇率を上回り、30%の国民が貧困層と見積られるなど、国民経済は芳しくない^{※125}。アメリカからの経済、金融制裁、国連による制裁措置もあり経済停滞を打開する見通しが立たない状況にある。他方で、中国、ロシアから兵器を購入し、またヒズボラなどシーア派組織に武器支援を行うなど、軍事支出は高い^{※126}。これは国際環境の不順から、軍事支出を減少するわけにはいかないこと

※120：イランのサマレハシェミ大統領上級顧問は、「イランはイスラエル以外の全ての国と友好的で平等の関係を形成する」と述べている（『毎日新聞』、2008年2月15日）。アフマディネジャド大統領は09年1月28日、オバマ米大統領に対して「シオニストや無法者、犯罪者の支援」を止めるべきとの演説を行っている（“AFPBB News”，<http://www.afpbb.com/article/politics/2565413/3733997>、2009年1月28日アクセス）。

※121：バーレーン国内においてシーア派が多数であるが、政権はスンニ派が掌握している。

※122：特にタリバーンは、1998年にイラン人外交官8名を殺害するなど、シーア派に対する攻撃が盛んであった。

※123：宮田律『イラン 世界の火薬庫』（光文社、2007）、90頁。

※124：例えば1997年には、1992年にベルリンで起きたイラン・クルド民主党幹部殺害事件にイラン政府指導者が関与していたとのドイツ上級地方裁判所判決に基づき、EU諸国がイランに駐在させていた大使を召還し、イランの外交官を国内から追放する措置をとっている。2000年以降はハタミ大統領（当時）の欧州歴訪など関係改善が進められているが、人権や核問題などで緊張が存在する。

※125：宮田前掲書、153-154頁。また『外務省HP：イラン・イスラム共和国』（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iran/data.html>）、『JETRO：イラン基礎データ』（http://www.jetro.go.jp/world/middle-east/ir/basic_03/）なども参照。

※126：宮田前掲書、159-165頁。

も一要因であろう。

第三節 小括

こうした事例から、核保有を目指す動機を以下の3つに分類できるだろう。

1. 同盟に信頼が置けない、または中立および自主国防を目指す場合
スイス、スウェーデン、フランス、中国、インド、パキスタン、イラン
2. 周辺国との恒常的な紛争
ブラジル、アルゼンチン、台湾、韓国、南アフリカ、中国、インド、パキスタン、イスラエル、イラン
3. 対立する相手との間で通常兵力に大きな差があり、自強の達成が難しい場合
リビア、中国、インド、パキスタン、イラン

こうしたとき、北朝鮮は上述の三分類の全てに該当することになる。3つ全てに該当するのは他に中国、インド、パキスタン、イランである。第二節で見たように、この四カ国は国際的孤立と国民的貧困という状況においてもなお核開発を推進した。もちろん事例が極めて少ないため、これによって普遍性を確保したということとはできない。しかし、それでもなお「北朝鮮のみ」が国際的孤立と貧困という状況下においても核開発を推進したということとはできないと言えるだろう。

もう一点確認しておきたい。本章で検討した核保有国は、では現在、アメリカ、国際社会から孤立していると言えるのだろうか。2001年以降、パキスタンとアメリカとの関係は親密な関係を取り戻している。これからのイラン、アフガニスタンを含む中東問題を考えるとき、アメリカはパキスタンを重視せざるを得ない。2006年、インドはNPTの枠外にある核兵器保有国でありながらも、アメリカから民生用核協力協定を締結することに合意した。経済的に高度発展し、IT産業でも協力関係にあり、そして中国の後背地であることをアメリカは重視したと言われる^{※127}。NPT枠外における核保有国であったとしても、一定の利害さえ一致すれば、十分にアメリカと「取引」をすることが可能であることを意味しているだろう。これを前例とするのならば、北朝鮮は核兵器を保有したままであっても、アメリカを中心とした国際社会へ参入することが十分に可能だと言えるのである。

終わりに

北朝鮮の核について批判するとき、倫理を理由にすることは、国際社会における理論、議論とは異なることを理解すべきであろう。なぜならば、この議論からするならば、上述した全ての国が非倫理的であり、そのため批判しなければならないはずであり、必要であれば経済制裁をしなければならないからである。

同時に倫理面を意識しすぎるがための偏見にも注意しなければならない。米朝交渉に携わったケネス・キノネスが著書の中で以下のように述べるのは傾聴に値する^{※128}。

※127：「<米印会談> プッシュェ氏、民生用核協力を行う協定に合意」『毎日新聞』、2006年3月4日。

※128：ケネス・キノネス著、伊豆見元監修、山岡邦彦、山口瑞彦訳『北朝鮮Ⅱ 一枚の秘密都市寧辺を往く』（中央公論新社、2003）、25頁。

北朝鮮への不審感は大きく拡がり、北朝鮮の言行不一致を示す歴史的事実として語り続けられもした。だが、それは物語の一面に過ぎない。別の面から見れば、北朝鮮が約束を履行してきた部分もあるのだが、それはほとんど知られていない。

日本が、北朝鮮の核保有について感情的にならざるを得ないのは仕方のないことかもしれない。なぜならば安全保障とはある国にとっては自らに平和をもたらすものである一方、他国にとってはその手段である軍事力は、すなわち自らの脅威になるからである。平和のために戦争が行われるのが、人類の歴史の現実である。北朝鮮が自らの平和を欲求し、安全保障を求めるのは当然のことであるが、同時にそれを日本が脅威と認識し、それからの安全保障を求めるのもまた当然のことだからである。

この問題は、日本の地政学的な問題として、北朝鮮の核が純粹に脅威である点から検討する必要がある。そこで、1964年の中国の核保有における日本の安全保障政策を思い返しておきたい。「非核三原則」でノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作首相はマクナマラ国務長官（当時）に対し、日中が戦争状態になった時、「米国が核による報復を行うことを期待している」と発言している。日本は、日本の核保有は道義面から行い得ないながらも、核による安全保障の確保は同盟政策の枠組みの中で行っている。

北朝鮮の核保有に対しても、同様に安全保障政策の観点からこれを論じる必要がある。北朝鮮の核に対する安全保障の確保のために、同盟政策がどうであるか、自強政策がどうであるか、環境整備がどうであるかを論じなければならない。

北朝鮮は、国際社会の中から見れば必ずしも特殊な存在ではない。あくまでも日本にとって特殊な存在である、ということである。